

共済団体向けの総合的な監督指針

(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律)

本編

令和5年6月

厚生労働省 雇用環境・均等局

目次

I. 基本的考え方	1
I-1 共済団体の検査・監督に関する基本的考え方	1
I-2 共済団体向け監督指針策定の趣旨及び位置付け	3
II. 共済団体の監督に当たっての評価項目	4
II-1 経営管理	4
II-1-1 意義	4
II-1-2 主な着眼点	4
II-1-3 監督手法・対応	7
II-2 労働災害等防止事業について	8
II-2-1 意義	8
II-2-2 着眼点	9
II-2-3 監督手法・対応	10
II-3 財務の健全性	10
II-3-1 共済計理人の関与が適切である事項	10
II-3-2 責任準備金等の積立ての適切性	11
II-3-3 支払余力比率の適切性（早期是正措置）	13
II-3-4 早期警戒制度	16
II-3-5 区分勘定の設定	17
II-3-6 再共済に関するリスク管理	19
II-3-7 共済商品開発に係る内部管理態勢	20
II-3-8 共済引受リスク管理態勢	24
II-3-9 資産運用リスク管理態勢	25
II-3-10 流動性リスク管理態勢	25
II-4 業務の適切性	26
II-4-1 法令遵守（コンプライアンス）態勢	26
II-4-2 共済募集管理態勢	27
II-4-3 苦情等への対処	48
II-4-4 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立	48
II-4-5 利用者の保護等	51
II-4-6 利用者等に関する情報管理態勢	60
II-4-7 利用者等の誤認防止等	63
II-4-8 反社会的勢力による被害の防止	64
II-4-9 適切な表示の確保	67
II-4-10 事務リスク管理態勢	69
II-4-11 システムリスク管理態勢	70
II-4-12 危機管理体制	73
II-4-13 障害者への対応	76
II-5 その他	76

Ⅱ－５－１	共済団体の事務の外部委託	76
Ⅲ	共済団体の検査・監督に係る事務処理上の留意点	79
Ⅲ－１	検査・監督事務に係る基本的考え方	79
Ⅲ－１－１	検査・監督事務の進め方	80
Ⅲ－１－２	検査・監督事務の具体的手法	80
Ⅲ－１－３	品質管理	85
Ⅲ－１－４	災害における金融に関する措置	86
Ⅲ－１－５	共済団体に関する苦情・情報提供	88
Ⅲ－１－６	法令解釈等の照会を受けた場合の対応	88
Ⅲ－１－７	共済団体が提出する申請書等における記載上の留意点	91
Ⅲ－１－８	書面・対面による手続きについての留意点	91
Ⅲ－２	共済団体に係る事務処理	92
Ⅲ－２－１	共済団体の認可申請書の受理に当たっての留意点	92
Ⅲ－２－２	子会社等	94
Ⅲ－２－３	産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項	96
Ⅲ－２－４	特定保険業の実質的同一性に関する審査	97
Ⅲ－２－５	財産的基礎に関する審査	98
Ⅲ－２－６	共済商品に関する審査	98
Ⅲ－２－７	他業の兼業承認等に当たっての留意点	99
Ⅲ－２－８	定款変更の認可に当たっての留意点	100
Ⅲ－２－９	説明書類の作成・縦覧等	101
Ⅲ－２－10	説明書類の縦覧場所等について	101
Ⅲ－２－11	不祥事件に対する監督上の対応	102
Ⅲ－２－12	支払余力比率の計算	103
Ⅲ－２－13	共済契約の移転	104
Ⅲ－３	行政指導等を行う際の留意点	105
Ⅲ－３－１	留意点	105
Ⅲ－３－２	面談等を行う際の留意点	107
Ⅲ－３－３	連絡・相談手続	107
Ⅲ－４	行政処分等を行う際の留意点	108
Ⅲ－４－１	行政処分	108
Ⅲ－４－２	法第 33 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	110
Ⅲ－４－３	行政手続法との関係等	111
Ⅲ－５	意見交換制度	111
Ⅲ－５－１	意義	111
Ⅲ－５－２	監督手法・対応	111
Ⅳ	共済商品審査上の留意点等	113
Ⅳ－１	共済規程（共済約款）の認可に係る審査上の留意点等	113
Ⅳ－１－１	共済規程（共済約款）の記載事項に係る審査事項	113
Ⅳ－１－２	共済商品の名称（共済規程（共済約款）等又は特約の名称）	113
Ⅳ－１－３	共済金額の上限	114

IV-1-4	被共済者の選択.....	114
IV-1-5	共済契約の締結の手續に関する事項.....	114
IV-1-6	共済掛金の収受に関する事項.....	114
IV-1-7	共済金、払い戻される共済掛金及びその他の返戻金の支払いに関する事項.....	115
IV-1-8	共済証券、共済契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項.....	115
IV-1-9	共済契約の特約に関する事項.....	115
IV-1-10	共済金の支払事由等.....	115
IV-1-11	事業を行う地域.....	116
IV-1-12	共済契約の無効原因.....	116
IV-1-13	免責事由.....	116
IV-1-14	共済掛金の増額又は共済金の削減等の共済契約者への不利益条項 ..	116
IV-1-15	共済団体としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期	116
IV-1-16	共済契約者又は被共済者が共済規程（共済約款）に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益に関する事項	116
IV-1-17	共済契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務.....	117
IV-1-18	契約者割戻し.....	117
IV-1-19	共済契約を更新する時の共済掛金その他の契約内容の見直しに関する事項.....	117
IV-2	インターネットによる共済商品販売の取扱い.....	117
IV-3	保険法対応.....	118

I. 基本的考え方

I-1 共済団体の検査・監督に関する基本的考え方

- (1) 労働災害の発生率は従業員規模が小さい事業場で高い傾向があることなどを背景に、中小事業主や中小事業主が行う事業に従事する者等の災害補償の多様なニーズに応えるものとして、民間団体（公益法人等）による共済事業が行われてきた。

こうした事業も含め、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業は、従来は法律による規制を受けずに行われてきたが、平成 17 年の保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の改正（保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）により、保険契約者等の保護を図る観点から、原則として保険業法の規制を適用する等の措置を講ずるとともに、改正法の施行の際現に当該事業（特定保険業）を行っていた公益法人等については、経過措置として、一定の条件の下で特定保険業を継続して行うことが認められた。

他方、上記の保険業法改正前から特定保険業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合することが直ちには容易ではない者も存在し、また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに新法人に移行することとされ、新法人への移行後は、そのままの形態では特定保険業を継続できない状況にあった。

このような状況を踏まえ、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）により、改正法の施行の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、当分の間、行政庁の認可を受けて特定保険業を行うことが可能とされた。

しかしながら、こうした暫定措置では制度が不安定であり、新規事業も開始できないことから、新法の制定により、安定的な制度の下、中小事業主が行う事業に従事する者等が安心して加入できる共済制度を整備することが求められていた。

このような状況を踏まえ、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業にする法律（令和 3 年法律第 80 号。以下「法」という。）は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的として、令和 3 年 6 月に成立し公布された。

法においては、一定の要件を満たす者について行政庁の認可を受けて共済事業を行うことを可能とするとともに、共済契約者等の保護の観点から、行政庁の認可を受けて共済事業を行う共済団体に対する必要な規制を定めている。

- (2) 法に基づく共済制度の確立に当たっては、保険契約者等の保護を図る観点から保険業法改正が行われてきた経緯や令和 3 年の法制定時の経緯を踏まえ、悪質な業者や低水準な業者の参入を防ぎ、また、適切な審査、検査及び監督を行うことが不可欠であ

る。

また、行政庁においては明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立を基本とすべきであることから、本制度においては、行政の効率性・実効性を図りつつ、ルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととする。

さらに、共済団体の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、共済契約者等の自己責任原則の確立を図るため、共済団体のディスクロージャーの充実を継続的に推進することも重要である。

そのため、本監督指針は、行政が行う手続き面での整備等を行うとともに、共済団体における業務の適切性及び財務の健全性を確保し、共済契約者の保護を図る観点から、共済団体に対して検査・監督を行っていく際の着眼点等を記載することとした。

(3) 共済団体の検査・監督に携わる職員は、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。

① 国民からの負託と職務倫理の保持

自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、共済団体の検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、厚生労働行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。

② 綱紀・品位、秘密の保持

業務遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。

③ 大局的かつ中長期的な視点

共済事業を利用する国民や民間法人の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。

④ 公正性・公平性

法令等に基づく適正な手続きに則り、各共済団体の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行し、共済団体間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。

⑤ 共済団体の自主的努力の尊重

共済団体の検査・監督の目的を達成するためには、共済団体による自主的な取組と創意工夫が不可欠であることを自覚し、民間法人である共済団体の業務の運営についての自主的努力を尊重するよう配慮する。

⑥ 自己研鑽

諸外国を含む保険や共済に関する諸規制や共済団体の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各共済団体固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。

⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携

実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、様々な主体と適切かつ密接に連携する。

I－2 共済団体向け監督指針策定の趣旨及び位置付け

- (1) 本監督指針は、共済団体の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、具体的な監督手法、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。
- (2) その際、本監督指針が、共済団体の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とすることに鑑み、本監督指針の運用に当たっては、各共済団体の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。したがって、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、共済団体としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り不適切とするものではないことに留意しつつ、一方で、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、共済団体の財務の健全性や業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。
- (3) その上で、厚生労働省においては、環境変化や新たな課題の発生に応じ、機動的・予防的に対応していくため、本監督指針も含め、共済団体の検査・監督のあり方について必要に応じて見直しを行っていくものとする。

Ⅱ. 共済団体の監督に当たっての評価項目

Ⅱ－１ 経営管理

Ⅱ－１－１ 意義

共済団体の経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

Ⅱ－１－２ 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、代表理事、理事、監事及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも代表理事、理事・理事会、監事及び内部監査部門が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

（１）代表理事

- ① 代表理事は、法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが事業に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。
- ④ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、共済団体に対する公共の信頼を維持し、共済団体の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下、Ⅱ－１－２及びⅡ－４－８において「政府指針」という。）の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。

（２）理事及び理事会

- ① 理事は、業務執行にあたる代表理事等の独断専行を牽制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 理事会は、共済団体が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ③ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織

全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証する等、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

- ④ 理事は、適時・適切な共済金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ⑤ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑥ 理事会は、事業目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。更に、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行う等、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑦ 理事会は、共済金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。
- ⑧ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑨ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

（３）監事

- ① 監事は、監査制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 共済金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。

（４）内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、全ての部門の業務に対

する内部監査を実施しているか。

④ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表理事及び理事会に報告しているか。

⑤ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取組状況を適切に管理しているか。

(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、「政府指針」が参考となる。

(5) 労働災害等防止事業の実施

労働災害等防止事業を円滑かつ実効的に実施するための体制がとられているか。

(6) 共済計理関連業務の実施

① 共済掛金及び責任準備金の算定等の計理関連業務を実施するための体制がとられているか。

② 計理担当者を配置しているか。担当者は専門能力を有する者を配置しているか。

(7) 審査管理体制の充実強化

資産運用に当たって、自己責任原則に基づく責任体制を確立するための措置が講じられているか。リスク管理の向上を図るための措置が講じられているか。

(8) 適正な経理処理

① 企業会計原則等に準拠した処理が行われているか。

② 共済経理の透明性、共済契約者間の公平性を確保するための措置が講じられているか。

(9) 事業費管理の徹底・強化

① 経費節減のための措置が講じられているか。

② 経営の効率化と共済契約者等の利益の向上を目的とした措置となっているか。

(10) 各種法令の遵守

① 各種法令を遵守するための体制がとられているか。新規業務の開始に当たって、法令の遵守のために適切かつ十分な検討を行っているか。

② 法令担当者を選任しているか。担当者は専門能力を有する者を配置しているか。

(11) 役職員の兼職

経営の健全性等の確保は、共済団体の責務であり、他の法人の役職員が当該共済団体の役職員を兼職することによって、それらが疎かになっていないか。

Ⅱ－１－３ 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理態勢について検証することとする。

（１）オフサイト・モニタリング

継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、共済団体の経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、共済団体から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うこととする。

（２）経営管理の状況等に関するヒアリング

経営上の課題、事業目標及びその諸リスク、理事会、監事の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

（３）内部監査に関するヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共済団体の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、共済団体の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

（４）社員総会又は評議員会の機能向上に向けた取組状況ヒアリング

一般社団法人又は一般財団法人における社員総会又は評議員会の運営方針等に関しては、透明性の向上に向けた取組状況等についてヒアリングを行うものとする。

（５）通常の監督事務を通じた経営管理の検証

経営管理については上記（１）から（４）のヒアリング等に加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件報告、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

（６）モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、事業年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、都度記録を更新することとする。

（７）監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 29 条に基づき報告を求め又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条に基づき行政処分を行うものとする。

また、常務に従事する理事・監事が、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 72 号。以下

「規則」という。)第13条に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、共済事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事・監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての共済団体の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第29条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、共済事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第33条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

さらに、共済団体が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、常務に従事する理事・監事の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、法第34条に基づく役員の解任を命ずることを検討するものとする。

(注)規則第13条に掲げる理事・監事の知識・経験に係る着眼点は、各共済団体の理事の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事・監事の選任議案の決定等に当たっては、まずは共済団体自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事・監事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

Ⅱ－２ 労働災害等防止事業について

Ⅱ－２－１ 意義

法は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的としている。

法第3条においては、労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が行政庁の認可を受けて共済事業を行うことができることとされており、共済団体は、労働災害等防止事業を行わずに共済事業のみを行うことはできない。

そもそも、法が労働災害等防止事業を規定しているのは、①共済事業は労働災害等が発生してしまった場合の事後的な損失補填のための備えであり、本来は労働災害等が発生しないことが望ましいこと、②労働災害等防止事業の実施主体が同時に共済事業を行う場合、労働災害等が発生しないことが共済金の支払額の減少につながることから積極的に労働災害等防止事業を行うことが期待できるほか、これによる共済金の支払額の減少は、共済団体の財務状況の改善につながり、ひいては共済契約者等の保護に資するものと考えられるためである。

このため、共済団体は、法の趣旨を踏まえ、共済契約者である中小事業主の事業場において労働災害等防止のための活動が確実に行われるよう、専門的な知識及び経験に基づき、実効性のある労働災害等防止事業を実施することが必要である。

Ⅱ－２－２ 着眼点

- (1) 法第 19 条第 1 項に従って、労働災害等防止事業に係る会計を共済事業に係る会計と区分して経理しているか。
- (2) 共済事業とは異なる専任部署を設け、その専任部署内に労働災害等防止等に関する専門人材を置くとともに、外部の専門家や専門機関の協力を得ながら労働災害等防止事業を行っているか。
- (3) 規則第 8 条で規定している法第 6 条第 4 号に規定する厚生労働省令で定める基準として、少なくとも次に掲げる事業を全て行っているか。
 - ① 中小事業主が行う事業に従事する者等が行う労働災害等の防止のための活動を促進する事業
労働災害等防止活動を実施することに対する補助を行うことなどによって、中小事業主やその従業員等が行う労働災害等の防止のための活動を促進する事業が該当する。例えば、職場の安全を確保するための保護具等の購入や労働災害等の防止に関する各種講習の受講への補助や助成はこれに当たる。
 - ② 労働災害等の防止に関する技術的な事項について相談、助言その他の援助を行う事業
中小事業主やその従業員等が行う労働災害等の防止のための活動に当たっての相談、助言その他の援助の事業を実施することが該当する。例えば、各業種の関係団体や外部の専門機関等と協力して行う労働災害等の防止に関する技術的な事項に関する講習会や相談会の定期的な実施、安全衛生の専門家の派遣による職場の安全衛生管理の確認及びニーズに合わせた支援の実施などはこれに当たる。
 - ③ 労働災害等の防止に関する情報及び資料を収集し、及び提供する事業
労働災害等の防止に関し、広く国内の情報及び資料を収集し、これを共済契約者である中小事業主やその従業員等に提供することにより、労働災害等の防止に関する知識、技術等の向上を図ることを目的とした事業が該当する。例えば、実際の労働災害等事例とその労働災害等防止対策例を定期的に紹介すること（視聴覚教材の貸し出し、動画の配信、共済契約者の専用ホームページ上への掲載、紙面での配布等）などはこれに当たる。なお、提供する情報が、中小規模事業場の安全衛生上の課題など中小事業主やその従業員等の関心やニーズの動向を的確に捉えた内容となるよう努めること。
 - ④ 労働災害等の防止に関する調査及び広報を行う事業
労働災害等の防止に関し、広く各種の調査及び広報を行うことにより、必要な実態把握に努めるとともに、中小事業主やその従業員等の関係者の安全衛生意識の向上を図ることを目的とした事業が該当する。例えば、安全衛生意識の啓発を

目的としたポスターの配布・掲示や、安全衛生の専門家による労働災害等防止のための調査研究の結果を定期的に公表・周知することなどはこれに当たる。

- (4) 規則第8条第2項で規定しているとおり、労働災害等防止事業を行うに当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき策定された労働災害防止計画に即応するように努めているか。

Ⅱ－２－３ 監督手法・対応

ヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、労働災害等防止事業の実施内容等に課題があると認められる場合には、必要に応じて法第29条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第33条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。

労働災害等防止事業の実施内容等が極めて不十分であり、その体制の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第33条に基づき行政処分を検討するものとする。

また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為等に対しては、法第34条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ－３ 財務の健全性

Ⅱ－３－１ 共済計理人の関与が適切である事項

共済掛金の算出や責任準備金の評価等の共済の数理に関する事項は、共済団体の業務運営上の根幹をなす重要事項であり、また、高等数学や共済の数理の知識を必要とすることから、以下の業務については共済計理人を関与させること。

なお、共済計理人とは、

- 一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険又は共済の数理に関する業務に3年以上従事した者
 - 二 公益社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち5科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険又は共済の数理に関する業務に5年以上従事した者
- のいずれかを満たす者とする。

(1) 共済掛金の算出方法及びその基礎

- ① 共済掛金の算出方法及びその基礎については、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- ② 予定発生率及び損害額については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補正が行われているか。
- ③ 割引については、当該割引が数理的に見て合理的であるとともに、共済契約者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。

④ 保障等の内容の改定に伴って、料率の改定を行っていない場合において、料率改定の必要性について十分な検証を行っているか。

(2) 責任準備金の算出方法及びその基礎

責任準備金の算出方法及びその基礎については、規則第 41 条に規定する事項が遵守されるものとなっているか。

(3) 共済契約が解約された場合に払い戻される返戻金の算出方法及びその基礎

共済契約が解約された場合に返還すべき返戻金の算出の方法及びその基礎については、支出した事業費及び資産運用上の損失、共済設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、共済契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

(4) 契約者割戻し準備金及び契約者割戻しの算出の方法

契約者割戻しについては、共済団体の健全性維持の必要額が準備されている状況において、個別契約の貢献に応じて行われる規定となっているか。

(5) 商品販売予定を踏まえた効率的な共済商品審査の実施

共済商品審査において、共済団体から審査手続を円滑に進めるため事前の意見交換の要望がある場合には、商品概要書、数理概要書等の提出を求めて意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある案件を優先するなど効率的な共済商品審査に努めるものとする。

(6) その他共済の数理に関して必要な事項

(1) から (5) に掲げる事項以外に必要な事項を網羅しているか。

Ⅱ－３－２ 責任準備金等の積立ての適切性

Ⅱ－３－２－１ 意義

共済団体は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための責任準備金等を積み立てなければならないことになっている。行政庁としては、自己責任原則の下で行われる責任準備金等の積立てを補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な経理処理等の指針を通じ、財務の健全性の確保のための自主的な取組を促していく必要がある。

Ⅱ－３－２－２ 積立方式

(1) 共済掛金の払込みが免除された共済契約の責任準備金

特定の疾病による所定の状態、所定の身体障害の状態、所定の要介護状態その他の共済掛金払込の免除事由に該当し、以後の共済掛金払込が免除されることとなった共済契約のうち、自動更新可能な共済契約に係る責任準備金については、最終の

共済期間満了日まで全ての自動更新が行われるものとして計算した金額を積み立てることとなっているか。

- (2) 入院共済金を支払う共済契約等被共済者が支払事由に該当する状態となった後、支払内容や支払うべき共済金額の確定に相当の期間を要する場合等において、共済金の請求が可能となる日をもって共済契約に規定する支払事由が発生したと認める共済契約については、以下の取扱いを行っているか。

- ・ 事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由に該当する状態となっている場合について、共済金支払事由に該当する状態となった後共済金請求が可能となるまでの期間に対応する共済掛金積立金を積み立てること。ただし、事業年度末において、共済契約に規定する支払事由に該当する状態となった時点をもって支払事由が発生したと認める共済契約の場合は、規則第44条第1項第2号の規定により、既発生未報告支払備金を積み立てることとなる。

- (3) 異常危険準備金の積立て

異常危険準備金におけるリスクに係る積立額及び積立限度額を、共済規程（法第5条第2項第2号に掲げる共済規程をいう。以下同じ。）において定めている場合には、それらがリスクに応じた適正なものとなっているか。

II-3-2-3 経理処理

責任準備金等の積立てに関し、共済団体が適切な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 共済計理人に共済事業に係る将来収支分析及び共済計理人意見書を依頼する場合

① 将来収支分析

共済計理人が、ア. 及びイ. の確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

ア. 共済契約に係る責任準備金が、共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものとして積み立てられているかどうか、適切性の確認

イ. 将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかの確認

② 共済計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものとして適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、共済団体の将来収支分析に係る意見書に関して共済計理人から説明を求める場合、並びに理事から同意意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として、以下の点が考えられる。

ア. 共済計理人が、共済契約に係る責任準備金が共済の数理に基づき合理的かつ妥

当なものとして積み立てられているかどうか、契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか、共済事業の継続性はどうか、について実務基準等に則って適切に確認しているか。

イ. 実務基準に準じた基本シナリオと異なるシナリオを使用する場合、共済団体の経営実態を踏まえた合理的なものとなっているか。

ウ. 将来収支分析により、現在の責任準備金が将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められない水準であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくてもよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、直ちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。

（２）再共済を付した共済団体の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者
規則第 42 条第 4 号に定める「共済団体の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、例えば、次に該当する場合の外国保険業者をいう。

- ① 共済契約を再共済に付した共済団体（以下「出再業者」という。）の総資産に占める割合で、外国保険業者が当該出再業者から引き受けた一の再共済契約に係る一の共済事故により当該外国保険業者が出再業者に支払う再共済金の限度額の割合が 1 %未満である場合の、当該外国保険業者（当該外国保険業者が、再共済金の支払いを停止するおそれがあること又は再共済金の支払いを停止したことが明らかな場合を除く。）
- ② 出再業者が再共済に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再共済を引き受けた外国保険業者（当該外国保険業者が、再共済金の支払いを停止するおそれがあること又は再共済金の支払いを停止したことが明らかな場合を除く。）

（３）再共済掛金又は再共済金の額が事後的に調整される再共済の取扱い

共済団体が共済契約を再共済掛金又は再共済金の額が事後的に調整される再共済に付した場合において、再共済掛金の追加支払又は再共済金の返戻が確定した場合、再共済掛金の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上（将来における再共済掛金の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当が行われていることを含む。）されているか（当該再共済契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。）。

Ⅱ－３－３ 支払余力比率の適切性（早期是正措置）

Ⅱ－３－３－１ 意義

共済団体は、共済契約者等の信託を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容

の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、共済団体の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実に示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、共済団体の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ－３－３－２ 監督手法・対応

共済団体の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第 54 条において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。

（１）命令発動の前提となる支払余力比率

規則第 54 条に規定する別表の区分に係る「支払余力比率に係る区分」は、次の支払余力比率によるものとする。

- ① 業務報告書により報告された支払余力比率
- ② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえ、当該共済団体から報告された支払余力比率

（２）規則第 54 条に規定する別表の区分に基づく命令

① 第 1 区分の命令及び第 2 区分の命令の相違

第 1 区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として支払余力比率 200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。

したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に共済団体の自主性を尊重することとする。

第 2 区分の「次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、支払余力比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、共済団体の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該共済団体の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。

なお、共済団体が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

② 第 1 区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として 1 年以内に支払余力比率が 200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第 2 区分に係る措置の内容

「共済金等の支払能力の充実に資する措置」とは、支払余力比率が、原則として 1 年以内に少なくとも 100%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 改善までの期間

支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、共済団体が策定する経営改善のための計画等が、当該共済団体に対する共済契約者等の信託を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、共済契約者等の信託を早急に回復する必要がある場合等においては、上記の期間を大幅に縮減する必要があることに留意すること。

なお、共済団体が、規則第 55 条第 1 項の規定により、その支払余力比率を当該共済団体が該当する規則第 54 条に規定する別表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該共済団体に対し、当該共済団体が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ－3－3－3の支払余力比率が当該共済団体の該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ－3－3－3 規則第 55 条第 1 項に規定する合理性の判断基準

規則第 55 条第 1 項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

共済団体の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該共済団体に対する共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として 3 か月以内に当該共済団体が該当する規則第 54 条に規定する別表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

Ⅱ－3－3－4 命令区分の根拠となる支払余力比率

規則第 54 条及び第 55 条第 1 項の適用に当たり「実施後に見込まれる支払余力比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令」は、原則として 3 か月後に確実に見込まれる支払余力比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

Ⅱ－3－3－5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第 2 区分の命令を行った共済団体にあつては、その後支払余力比率が 100%以上 200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第 1 区分の命令を行うことができるものとする。

また、共済団体が、規則第 55 条第 1 項の規定により、その支払余力比率を当該共済団体が該当する規則第 54 条に規定する別表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該共済団体に対し、当該共済団体が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率

に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該共済団体の支払余力比率が、当該共済団体が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

Ⅱ－３－３－６ 規則第 55 条第 3 項の運用について

規則第 55 条第 3 項に該当する場合に、共済団体に対して行う命令には第 3 区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、共済契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

（注）流動性資産：現預金、有価証券、金銭信託

Ⅱ－３－３－７ その他

- （１）規則第 54 条及び第 55 条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）等の規定に従うこととし、同法第 13 条第 1 項第 2 号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。
- （２）早期是正措置は、支払余力比率が共済団体の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための意図的な支払余力比率の操作を行うといったことがないよう共済団体に十分留意させることとする。

Ⅱ－３－４ 早期警戒制度

Ⅱ－３－４－１ 意義

共済団体の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 33 条第 2 項に基づき、支払余力比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない共済団体であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。

このため、以下による行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、共済団体の早め早めの経営改善を促していくものとする。

Ⅱ－３－４－２ 監督手法・対応

（１）収益性改善措置

収支目標やその見通しを基準として、収支の改善が必要と認められる共済団体に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 29 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

（２）資金繰り改善措置

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる共済団体に関しては、契約動向や資産の保有状況等について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 29 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

（３）対象となる共済団体

収益性の改善及び流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる共済団体は、例えば、以下の観点から選定するものとする。

① 現預金額の水準が十分ではなく、資金繰りに懸念のある共済団体

（注）決算において、基礎収支（（正味収入共済掛金－正味支払共済金－正味事業費＋法第 20 条繰延資産償却費－法第 20 条繰延額）／12）＜0 の場合に、 $\text{現預金額} \div \text{基礎収支}$ の値が 12 を下回る共済団体など。

② 支払余力比率の水準が十分ではない共済団体

（注）取扱共済のリスクや財務状況等を踏まえ、次の決算期に支払余力比率が 200% の水準を維持できないおそれがあると認められる共済団体など。

（４）業務改善命令

上記（１）及び（２）の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 33 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－３－５ 区分勘定の設定

Ⅱ－３－５－１ 意義

共済団体においては、利益還元の公平性・透明性の確保、共済種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化等を図る観点から、一般勘定の中に共済商品の特性に応じた区分勘定を設定することができる。この場合、各共済団体において自己責任原則のもと、共済経理の透明性、共済契約者間の公平性確保等の観点から、適切な区分勘定が行われる必要があり、資産・負債・純資産の区分、損益の配賦等について、合理的で適切な配分方法が定められていることが重要である。

Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点

各共済団体においては、合理的で適切な区分勘定を行うため、例えば、以下のような考えに基づく「区分勘定に関する管理方針」を策定しているか。また、区分勘定の状況が、理事会その他これに準ずる機関に対して報告されているか。

（１）商品区分

商品区分においては、損益及び負債・純資産の管理を行うものとする。商品区分は、各共済団体における商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、共済の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。

商品区分には、必要に応じて一つ又は複数の商品区分と、共済団体全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能を有する全体区分を設定する。

（２）資産区分

資産区分は、商品区分に対応した資産を管理・運用するためのものであり、その目的に沿った適切な区分を設定する。

（３）負債・純資産の配賦方法

① 商品区分への配賦

責任準備金、支払備金、再共済借等は各商品区分に直課する。直課できないものは、区分勘定に関する管理方針に基づいて配賦する。

② 全体区分への配賦

全体区分には、純資産の部、価格変動準備金その他各商品区分に配賦されない負債を配賦する。

（４）資産の配賦方法及び管理基準

① 運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、資産の購入時に、配賦する資産区分を決定する。

② 運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、資産分別管理方式、資産単位別持分管理方式等、資産の特性に応じた適切な方式により区分して管理する。

③ 運用資産以外の配賦方法

再共済貸等、各資産区分に直課できるものは直課し、直課できないものは、区分勘定に関する管理方針に基づいて配賦する。

④ 全体資産区分の資産

全体資産区分には、事業用不動産その他全体区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部を配賦するものとする。

（５）損益の配賦

① 共済関係損益

共済掛金等収入、共済金等支払金、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課する。

② 運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、更に対応する商品区分・全体区分に直課又は持分に応じて配賦する。なお、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、区分勘定に関する管理方針に基づいて配賦する。

Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応

区分勘定の状況について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－３－６ 再共済に関するリスク管理

Ⅱ－３－６－１ 保有・出再に関するリスク管理

共済団体が元受共済契約において引き受けるリスクの保有・出再については、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、理事会その他これに準ずる機関において、適確な出再政策が策定されているか。

(注)「その他これに準ずる機関」とは、理事会の下部に属し出再に関して管理を行う権限を有する機関を指す。

- (2) 出再政策には、出再先の健全性、一再共済団体への集中の管理に関する基準が含まれているか。

- (3) 出再政策の遵守状況を確認する体制はとられているか。

- (4) 再共済金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再共済の成績が確認されているか。

- (5) 共済団体の子会社等への出再を行う場合は、共済団体の子会社等のリスク管理状況を把握する等により適正に行われているか。

Ⅱ－３－６－２ 再共済に係る方針の開示

規則第 32 条第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するに当たっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示しているか。

- (1) 出再先会社名
- (2) 再共済を付す際の方針
- (3) 再共済カバーの入手方法

Ⅱ－３－６－３ 監督手法・対応

再共済に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－３－７ 共済商品開発に係る内部管理態勢

Ⅱ－３－７－１ 意義

共済商品の内容は「共済規程」に記載されており、新共済商品の開発、共済内容の変更は、その変更を通じて行われている。

共済団体より共済商品の認可申請が行われた場合、各共済団体の特性や事情等を踏まえ、機械的な運用を行うことがないように配慮する必要がある。その上で、監督当局としては、契約内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の法第 26 条第 3 項に基づき法第 6 条第 6 号イからへまでに掲げる基準に適合するか審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。

共済団体が共済商品開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。

Ⅱ－３－７－２ 主な着眼点

(1) 共済商品開発に係る理事の認識及び理事会等の役割

- ① 理事会において、共済団体の経営計画・経営方針に沿った共済商品開発に係る方針を明確に定めているか。
- ② 理事は、共済商品開発に係る内部管理が健全性維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ③ 理事会は、共済商品開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。
- ④ 経営上の観点から重要なものについては、共済商品内容の概略決定に当たり、収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、共済商品特有の道徳的危険等についての課題及び検討内容等を理事会等において議論することが確保されているか。

- ⑤ 共済掛金及び責任準備金の算出方法その他の共済の数理に関する事項について、共済計理人に依頼し、共済計理人自らによりその合理性・妥当性等について確認が行われているか、また、その確認のために必要かつ十分な当該共済団体内の情報を適時適切に共済計理人に伝えているか。

(2) 共済商品開発に関与する管理者の認識及び役割

- ① 共済商品開発に関連する部門の長及び共済商品開発に責任を有する理事等（以下「共済商品開発関連管理者」という。）は、自ら及び各部門の担当者が、共済商品開発に係る適切な内部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っているか。
- ② 共済商品開発に際し、とりまとめ部門を設置している場合においては、適切な共済商品開発態勢を構築するために必要な管理・指導に関連する部門に行っているか。また、とりまとめ部門を設定していない場合においては、共済商品開発の全般について理事等が内部管理の状況を統合的に管理しているか。
- ③ 健全性維持や適切な業務運営が確保されるような共済商品開発がなされるよう、共済商品開発のための規程を理事会等で議論した上で整備しているか。また、共済商品開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 共済商品開発関連管理者は、共済商品開発を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。

(3) 理事会等への付議体制

経営に重大な影響を与える新共済商品の開発又は既存共済商品の改廃に際し、当局への認可が必要なものについては、当局への認可申請前に理事会等の付議を要することとしているか。

(4) 共済商品開発能力の向上のための措置

- ① 人材育成及び共済商品開発能力を向上させるための方法・体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ② 共済契約の内容が共済契約者等の需要や利便に適合した内容となるよう、例えば共済契約者等に対する調査を適宜実施し、活用しているか。

(5) 共済団体内における検討

- ① 理事会において定めた共済商品開発に関する方針に沿っているか、開発負荷はどの程度かといった点等を勘案して、開発案件の選定を適切に実施しているか。
- ② 共済商品内容の概略決定に当たり、収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、共済商品特有の道徳的危険等についての課題及び検討内容等を共済団体内において議論しているか。

なお、収支予測については、商品ごとに共済団体の経営実態を踏まえた実現可能性の高い共済事故発生率及び事業費その他のシナリオに基づき問題ないものとなっていることを確認しているか。

- ③ 共済団体内において、販売量拡大や収益追及のみを重視することなく、共済商品に伴うリスク、販売上の留意点等の商品の課題に対する検討を行っているか。また、検討内容等について、理事会等に対し、直接、必要に応じ随時報告を行っているか。
- ④ 商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適切な業務運営の確保に対するチェックの観点は明確となっているか。
- ⑤ 団体内態勢の整備に当たっては、募集時のみならず、共済金支払いに至るまで、共済契約者・被共済者等に対し、適切な対応が図られるよう検討を行っているか。
- ⑥ 共済約款（共済契約者に提供することを目的として、規則第6条第2号に掲げる事項の記載があるもの。以下同じ。）の作成については、共済契約者等の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が共済契約者等の共済約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。
- ⑦ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
また、保険法（平成20年法律第56号）においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。
- ⑧ 共済商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、Ⅱ－4－11「システムリスク管理態勢」も参照のこと。

（6）認可申請手続きのための検討体制

- ① 認可申請関係書類（当局の審査に必要と認められる資料を含む。）を作成する場合に、事前に十分な検討を行っているか。また、十分な募集体制整備が図られるよう、できるだけ早期に計画的に準備し、時間的余裕をもって申請を行うことができるよう努めているか。
- ② 共済団体内において適切なチェックを実施しているか。また、チェックを統括する責任者は明確となっているか。

（7）当局審査における指摘事項等に対する対応

- ① 主な指摘事項に対する検討状況や検討結果を事後的に確認可能であるように記録しているか。
- ② 理事会等で議論の前提となっていた収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発等へ影響を及ぼすなど、特に重要な指摘事項については理事会等において議論しているか。

（8）書類全体に係る正確性確保のための体制

書類の作成に際して、申請書類作成担当者以外の従業員による読み合わせの励行

等、複層的チェックを行う態勢の確立などにより、記載内容に係る正確性確保のための措置を講じているか。

(9) 共済商品販売開始前の体制

- ① 法令上の引受可能額（規則第2条に基づき、一の共済契約者に係る一の被共済者につき、共済金額の合計額について1,580万円とする。）を超えて引受けを行うことを防止するため、定期的に検証を行うための体制を整備しているか。
- ② 共済販売商品に係る業務規程の整備、販売資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間をとっているか。
- ③ 従業員（共済募集人、共済代理店等を含む。）に対し、業務規程の内容、利用者への説明方法等の募集時の留意事項について十分に周知が図られるよう準備期間をとっているか。
- ④ 規則第19条により求められる業務運営に関する措置その他必要な体制を整備しているか。

(10) 共済商品販売開始後のフォローアップ

- ① リスク管理を適切に行うために、共済商品開発プロセスの中にフォローアップが組み込まれているか。
- ② 販売後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の利用方法は明確に定められているか。
- ③ フォローアップを販売開始後の適切な時点で実施しているか。
- ④ フォローアップ結果は理事会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。また、報告の内容は分かりやすく、かつ、正確なものとなっているか。
- ⑤ 共済契約の引受けが共済規程に則って行われていることのチェックを実施しているか。
- ⑥ 共済種類別などの適切な単位ごとに収支分析や共済掛金及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。
- ⑦ 上記⑥の検証結果等を踏まえ、必要に応じて基礎率の改定を実施しているか。
- ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。
- ⑨ 共済商品に対する利用者、共済代理店等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の共済商品開発に反映させることとしているか。

Ⅱ－３－７－３ 監督手法・対応

共済商品開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第29条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第33条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－３－８ 共済引受リスク管理態勢

Ⅱ－３－８－１ 意義

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより、共済団体が損失を被るリスクをいう。共済団体においては、このような共済引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ－３－８－２ 主な着眼点

(１) リスク管理のための態勢整備

共済引受リスク管理部門は、

- ① 共済事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再共済の締結、責任準備金等及び支払備金の積立て、共済募集、共済契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等を検討データとして有効に活用しているか。
- ② 共済計理人から意見書等を受け取っている場合、検討データとして有効に活用しているか。

(２) リスク管理

- ① 共済種類ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測等の方法により、定期的（少なくとも半年に一度）にリスクを把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、共済事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。
- ② 引受基準が商品開発時に前提とした共済募集条件と比して同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。
- ③ 把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。
- ④ 共済募集に際し、引受基準等を遵守するよう共済募集人（法第 55 条第 1 項に掲げる共済団体のために共済募集を行う者をいう。以下同じ。）を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。引受基準に反した共済契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。
- ⑤ 共済契約に係るリスク管理については、共済商品開発時から支払時までに発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、共済種類によって内在するリスクが異なり、共済事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、共済種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。

Ⅱ－３－８－３ 監督手法・対応

共済引受リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて

法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－３－９ 資産運用リスク管理態勢

Ⅱ－３－９－１ 意義

共済団体の資産運用については財務の健全性の確保の観点から預金等の安全資産に限定した運用が求められる。このような資産運用の内容を踏まえた資産運用リスク管理態勢の整備が必要である。

Ⅱ－３－９－２ 主な着眼点

法第 11 条及び規則第 17 条に規定する資産運用になっているか。また、その管理態勢は構築されているか。

Ⅱ－３－９－３ 監督手法・対応

資産運用リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－３－10 流動性リスク管理態勢

Ⅱ－３－10－１ 意義

共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障を来した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

Ⅱ－３－10－２ 主な着眼点

（１）態勢整備

- ① 日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰りの管理部門を設置しているか。
- ② 代表理事、担当理事、理事会、資金繰りの管理部門及び各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。
- ③ 流動性リスク管理方針を策定しているか。流動性リスク管理方針に基づく資金繰り管理には、必要に応じて以下のような管理が含まれているか。
 - ・ 流動性リスクに関するリスク・リミット等の設定及びその遵守状況の確認
 - ・ 流動性に関するストレステストの実施
 - ・ 流動性危機時の対応策の設定及びその見直し

- ④ 資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時における管理手法、報告手法等の規定を、理事会等が承認の上、整備しているか。なお、管理手法の策定に当たっては、共済事業は、その創業時や商品販売が低調等で収入が少ない場合でも、人件費等の固定費や契約獲得のための広告費など募集費用などの支出があり、業務継続のための資金を確保する必要があることを踏まえ、現預金が一定水準を下回った場合など（例えば、各月末時点で固定費といった業務を行うのに必要な費用を6か月程度賄うことができない水準や業務継続困難と判断する水準など）で具体的な区分を設定し、それに合わせた確実な資金調達方法を策定しているか。

（２）リスク管理

- ① 理事会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承認しているか。
- ② 資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握、資金繰り表並びに資金繰り見通しの作成等により、資金繰りを適切に管理しているか。資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策を整備しているか。また、調達手段を確保しているか。
- ③ 各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。
- ④ 資金繰りリスクの管理に当たっては、出再共済の管理を行っているか。

Ⅱ－３－１０－３ 監督手法・対応

流動性リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第29条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第33条又は第34条に基づき行政処分を行うものとする。

また、流動性リスクに重大な問題を確認した場合には、法第35条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ－４ 業務の適切性

Ⅱ－４－１ 法令遵守（コンプライアンス）態勢

Ⅱ－４－１－１ 意義

共済団体の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが利用者からの信頼を確立するために重要である。

Ⅱ－４－１－２ 主な着眼点

- (１) 理事会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。(Ⅱ－１－２ (２) を参照。)
- (２) 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準が理事会において策定されているか。
- (３) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(コンプライアンス・マニュアル)を策定しているか。また、役職員及び共済代理店(法第 28 条に定める共済代理店をいう。以下同じ。)における共済募集従事者に対して周知徹底されているか。
- (４) コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を適時、合理的なものとして策定しているか。
- (５) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制として、コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、その機能が十分発揮されているか。
- (６) 各業務部門及び事務所等ごとに、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。
- (７) コンプライアンスに対する内部監査態勢は十分整備されているか。

Ⅱ－４－１－３ 監督手法・対応

法令等遵守態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－４－２ 共済募集管理態勢

Ⅱ－４－２－１ 適正な共済募集管理態勢の確立

共済募集人が共済契約者の利益を害することがないように、共済団体は適正な共済募集管理態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、共済団体の取組状況等を確認する必要がある。

- (１) 共済募集の意義
 - ① 法第 28 条に規定する共済募集とは、以下のア. からエ. の行為をいう。
 - ア. 共済契約の締結の勧誘
 - イ. 共済契約の締結の勧誘を目的とした共済商品の内容説明
 - ウ. 共済契約の申込の受領

- エ. 上記のほか、当該共済団体のために行う共済契約の締結の代理又は媒介
- ② なお、上記エ. に該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、以下のア. 及びイ. の要件に照らして、総合的に判断するものとする。
- ア. 共済団体又は共済募集人などからの報酬を受け取る場合や、共済団体又は共済募集人と資本関係等を有する場合など、共済団体又は共済募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること。
- イ. 具体的な共済商品の推奨・説明を行うものであること。

(2)「募集関連行為」について

契約をすることが見込まれる利用者の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での共済募集のプロセスのうち上記(1)に照らして共済募集に該当しない行為(以下「募集関連行為」という。)については、直ちに募集規制が適用されるものではない。

しかし、共済団体又は共済募集人においては、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該募集関連行為を受託した第三者(以下「募集関連行為従事者」という。)が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から④に留意しているか。

また、共済団体は、共済募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、共済募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導しているか。

(注1) 募集関連行為とは、例えば、共済商品の推奨・説明を行わず契約をすることが見込まれる利用者の情報を共済団体又は共済募集人に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち共済団体又は共済募集人からの情報を転載するにとどまるものが考えられる。

(注2) ただし、例えば、以下の行為については、共済募集に該当し得ることに留意する必要がある。

ア. 業として特定の共済団体の商品(群)のみを契約をすることが見込まれる利用者に対して積極的に紹介して、共済団体又は共済募集人などから報酬を得る行為

イ. 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、共済団体又は共済募集人などから報酬を得て、具体的な共済商品の推奨・説明を行う行為

(注3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に共済募集・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。

ア. 共済団体又は共済募集人の指示を受けて行う商品案内のチラシの単なる配布

イ. コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

ウ. 金融商品説明会における、一般的な共済商品の仕組み、活用法等についての説明

エ. 共済団体又は共済募集人の広告を掲載する行為

(注4) 共済募集人が共済募集業務そのものを外部委託することは、許容されないことに留意する。

- ① 募集関連行為従事者において、共済募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。
- ② 募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、共済募集人が募集行為を行う際に利用者の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。
- ③ 募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る利用者同意の取得などの手続きが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適切に行われているか。
- ④ 募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。

(注5) 例えば、共済募集人が、高額な紹介料やインセンティブ報酬を払って募集関連行為従事者から契約をすることが見込まれる利用者の紹介を受ける場合、一般的にそのような報酬体系は募集関連行為従事者が本来行うことができない具体的な共済商品の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。

(3) 共済募集人の採用・委託・届出

- ① 共済募集を専ら行う従業員の採用、共済代理店への委託に当たって、その適格性が審査されているか。また、審査基準が整備されているか。
- ② 共済代理店への委託に当たって、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等や共済契約に関する知識、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務遂行能力、本来業務の事業内容、事業目的等が審査されているか。

(4) 共済募集人の教育・管理・指導

共済団体においては、共済募集に関する法令等の遵守、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適正な管理を含む。）等について、団体内規則等を定めて、共済募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

- ① 共済募集人の教育について
共済商品の特性に応じて、利用者が十分に理解できるよう、共済商品に関する十分な知識や共済契約に関する知識の付与及び適切な共済募集活動のための十分な教育を行っているか。
- ② 共済募集人の管理・指導について
ア. 共済団体においては、共済募集人の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な共済募集の端緒となりうる点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。具体的には、例えば、

以下の（ア）から（ウ）のようなことが考えられる。

- （ア） 共済募集人の挙績状況、共済契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。その際、共済団体の役職員が実質的な共済募集を行い、その共済契約を共済代理店の扱いとする等の行為又は共済募集人の間での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の募集時の説明が不十分となるなどの不適切な共済募集につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。
- （イ） 共済代理店による共済契約者からの共済掛金領収及び共済掛金の共済団体への精算の適切性を確保するため、共済掛金の支払いを受けた場合に共済掛金領収証を発行すること、共済代理店が領収した共済掛金を自己の財産と明確に区分し、遅滞なく適時に共済団体に精算すること、それら管理の状況が事後で確認できる体制とすることなどを共済団体において管理・指導する体制を構築する。
- （ウ） 架空契約や共済金詐取を目的とする契約等の不正な共済契約の発生を防止するため、共済証券を交付する行為又は共済金や満期返戻金を共済契約者等へ給付する行為については、正当な理由なく、共済代理店を介して行わないように適正な措置を講じる。

イ. 共済代理店と締結する委託契約書において共済代理店が遵守すべき事項を定めているか。

③ 共済代理店等に対する監査について

事務所及び共済代理店等の共済募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、共済代理店等の共済募集の実態や共済掛金の収受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、監査等において内部事務管理が不適切な共済代理店等に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。

ア. 共済代理店等に対する監査等の周期は、共済代理店業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。

イ. 監査等を実施する共済代理店等の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。

Ⅱ－４－２－２ 共済契約の締結及び共済募集

（１） 法第 55 条において読み替えて準用する保険業法第 294 条関係（情報提供義務）

- ① 共済団体又は共済募集人は、共済契約の締結又は共済募集等に関し、共済契約の種類及び性質等を踏まえ、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。
- ② 書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うに当たっては、利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」とい

う。)について、記載しているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。

(注)「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア. (ア) 及びイ. (ア) について省略したうえで、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。

ア. 「契約概要」の項目

(ア) 当該情報が「契約概要」であること。

(イ) 共済商品の仕組み

(ウ) 保障(補償)の内容

(注) 共済金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。共済金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

(エ) 付加できる主な特約及びその概要

(オ) 共済期間

(カ) 引受条件(共済金額等)

(注) 共済金の削減の内容も記載すること。

(キ) 共済掛金に関する事項

(注) 共済掛金の増額の内容も記載すること。

(ク) 共済掛金払込みに関する事項(共済掛金払込方法、共済掛金払込期間)

(ケ) 契約者割戻しに関する事項(契約者割戻しの有無、契約者割戻し方法、契約者割戻し金額の決定方法)

(コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

イ. 「注意喚起情報」の項目

(ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。

(イ) 告知義務等の内容

(注) 危険増加によって共済掛金を増額しても共済契約が継続できない(共済期間の途中で終了する)場合がある旨の共済規程あるいは共済約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。

(ウ) 責任開始期

(エ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの。

(注1) 通例でないときは、特に記載すること。

(注2) 共済金の削減についても記載すること。

(オ) 共済掛金の払込猶予期間、契約の失効等

(注) 共済掛金の増額についても記載すること。

(カ) 解約と解約返戻金の有無

(キ) 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと

(ク) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(ケ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。

a. 自動更新タイプの共済契約について、更新時には共済掛金の計算方法、共済金額等について見直す場合があること。(規則第76条第1項第5号)

(注) なお、当該商品が不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けないこととする。ことも併せて記載するものとする。(Ⅳ－1－19「共済契約を更新する時の共済掛金その他の契約内容の見直しに関する事項」参照)

b. 共済期間が法第2条第7項第3号に定める期間以内であって、共済金額が規則第2条に定める金額以下の共済のみの引受けを行うこと。(規則第76条第1項第7号イ)

c. 一の共済契約者に係る一の被共済者について引き受ける全ての共済の共済金額の合計額は、1,580万円を上限とすること。(規則第76条第1項第7号ロ)

(2) 情報提供義務の適用除外 (規則第76条)

① 規則第76条第1項第3号イに規定される額については、一契約単位(主契約＋特約)の金額で判断することとする。

② 規則第76条第9項第1号イに規定される共済契約とは、例えば、中小事業主がその従業員等を被共済者として共済契約を締結する場合であって共済掛金を当該中小事業主自身が負担する場合などが考えられる。

(注) 明確に被共済者に負担を求めるものではないが、中小事業主が当該被保険者の給与等から何らかの形で共済掛金相当の天引きをしているなど、被共済者が負担する実質的な共済掛金があると解される場合があることに留意する必要がある。

なお、保険法に基づき被共済者の同意が求められる場合には、被共済者に対して、当該同意の可否を判断するに足る情報が提供される必要があることに留意する必要がある。

③ 規則第76条第8項に規定される場合においては、予めいずれの者が共済契約者及び被共済者に対し情報の提供を行うか取決めを行っておくなど、情報の提供が行われるよう措置を講じる必要がある。

(3) 情報提供義務に係る体制整備関係

共済団体及び共済募集人は、規則第19条第4号及び第78条に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。(上記

(1) ②も参照のこと。)

① 当該書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下、こ

の（３）において同じ。）において、利用者に対して、共済団体における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。

- ② 「注意喚起情報」を記載した書面において、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を明示する措置を講じているか。

- ③ 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。（Ⅱ－４－９「適切な表示の確保」も参照のこと。）

ア. 文字の大きさや記載事項の配列等について、利用者にとって理解しやすい記載とされているか。

（注）例えば、文字の大きさを８ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫。

イ. 記載する文言の表示に当たっては、その平明性及び明確性が確保されているか。

（注）例えば、専門用語について利用者が理解しやすい表示や説明とされているか。利用者が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。

ウ. 利用者に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（共済期間、共済金額、共済掛金等）については、その具体的な数値が記載されているか。

（注）具体的な数値等を記載することが困難な場合は、利用者に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、利用者の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。

エ. 当該書面に記載する情報量については、利用者が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、共済商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。

オ. 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。

- ④ 利用者に当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。

ア. 当該書面を読むことが重要であること。

イ. 主な免責事由など利用者にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。

ウ. 乗換（法第 55 条において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな共済契約の申込みをさせ、又は新たな共済契約の申込みをさせて既に成立している共済契約を消滅させること。）の場合は、これらが利用者にとって不利益になる可能性があること。

- ⑤ 当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供に当たって、契約締結に先立ち、利用者が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。

（注 1）「注意喚起情報」を記載した書面については、利用者に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。

(注2) 利用者に対する十分な時間の確保に当たっては、共済商品の特性や販売方法を踏まえる一方、利用者の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。

- ⑥ 電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式（テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。例えば、少なくとも次のような方法により、利用者に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。

ア. 電話による場合

共済募集人が利用者に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、遅滞なく当該書面を交付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

イ. 郵便による場合

当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を利用者に送付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

ウ. インターネット等による場合

当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法

(注1) 上記④に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。

(注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。

(注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

- ⑦ 利用者から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、利用者が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。

(注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に利用者が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用したうえで、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、利用者とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。

映像によって利用者の了知の確認ができない方式においては、必要に応じ

て電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、利用者の特性等に応じて組み合わせることによって、利用者の了知の有無を確認することが考えられる。

特に、「注意喚起情報」の項目のうち、上記（１）②イ、（キ）及び（ケ）について、利用者から署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置を講じているか。

（４）意向の把握・確認義務

共済団体又は共済募集人は、法第 55 条において読み替えて準用する保険業法第 294 条の 2 の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、労働環境や公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで共済契約を締結するよう図っているか。そのために、公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、共済団体又は共済募集人の創意工夫による方法で行っているか。

② 意向把握・確認義務の適用除外（規則第 77 条関係）

既存契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更に該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。

③ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係

共済団体及び共済募集人においては、法第 55 条において読み替えて準用する保険業法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済商品が利用者の意向に合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を共済団体内の規則等で定めるとともに、適切な教育・管理・指導を実施しているか。

ア．意向把握に係る体制整備

共済団体又は共済募集人のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。また、最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。

（注）利用者の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報の保護に関する法律（利用目的の明示や第三者提供に係る同意等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置などの関係法令等を遵守する必要があることに留意する。

イ．意向確認に係る体制整備

規則第 23 条第 1 項及び第 78 条に規定する措置に関し、共済団体又は共済募

集人において、共済契約の申込みを行おうとする共済商品が利用者の意向に合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。

- (5) 法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 4 号関係一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として共済契約者が負担することとなる場合があること、被共済者の健康状態の悪化等のため新たな共済契約を締結できないこととなる場合があること等、不利益となる事実を告げているか。また、利用者が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。

- (6) 法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 5 号関係

① 特別利益の提供について

共済団体及び共済募集人が、共済契約の締結又は共済募集に関し、共済契約者又は被共済者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。

イ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に共済掛金の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。

ウ. 当該サービス等の提供が、共済契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。

なお、共済団体は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(注) 共済団体が、共済契約者又は被共済者に対し、共済契約の締結によりポイント等を付与し、当該ポイント等に応じた生活関連の割引サービス等を提供する場合には、その際、ポイント等に応じてキャッシュバックを行うことは、共済掛金の割引・割戻しに該当し、法第 5 条第 2 項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

② 規則第 84 条第 1 号関係

共済団体は、共済募集人に対し、共済掛金の割引・割戻し等を目的とした共済募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

- (7) 法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 6 号関係

① 共済契約に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、共済契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。共済商品の特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、(8)において同じ。）。

ア. パンフレット、ご契約のしおり等共済募集のために使用される文書及び図面

イ. ポスター、看板その他これらに類似する物による広告

- ウ. 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告
 - エ. インターネット等による広告
 - オ. その他情報を提供するための媒体
- ② 次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。
- ア. 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
 - イ. 共済契約の契約内容について、正確な判断を行うために必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。
 - ウ. 共済契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
 - エ. 社会通念上又は取引通念上同等の共済の種類として認識されない共済契約又は保険契約（以下「共済契約等」という。）の比較について、あたかも同等のものとの比較であるかのように表示すること。
 - オ. 現に提供されていない共済契約等の契約内容と比較して表示すること。
 - カ. 他の共済契約等の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該共済契約等を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。
- ③ 他の共済商品又は保険商品（以下「他の共済商品等」という。）との比較表示を行う場合には、書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、他の共済商品等の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。
- ア. 共済期間
 - イ. 保障（補償）内容（共済金等を支払う場合、主な免責事由等）
 - ウ. 引受条件（共済金額等）
 - エ. 各種特約の有無及びその内容
 - オ. 共済掛金率・共済掛金（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）
 - カ. 共済掛金の払込方法
 - キ. その他共済契約者等の保護の観点から重要と認められるもの
- ④ 共済掛金に関する比較表示を行う場合は、共済掛金に関して利用者が過度に注目するよう誘導したり、保障（補償）内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されているか。
- また、利用者が共済掛金のみに注目することを防ぐため、共済掛金だけではなく保障（補償）内容等の他の要素も考慮に入れた上で比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等について、利用者が誤解を招かないように工夫がされているか。
- （注１）契約条件や保障（補償）内容の概要等、共済掛金に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる。
- （注２）利用者の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される共済掛金の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により共済掛金が異なる場合があるので、実際に適用される共済掛金について共済団体等に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが

適当と考えられる。

- ⑤ 比較表示を行う主体がどのような者か（共済団体、共済代理店）、比較の対象となった共済商品等を提供する共済団体等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか、どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか、等について、比較表示を行う際に利用者に対して明示することが望ましい。

（８）法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 7 号関係

- ① 予想契約者割戻しに関し、法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為には、次のような行為が考えられる。
- ア. 実際の契約者割戻額が、表示された予想契約者割戻額から変動し、ゼロとなる年度もあり得る旨を予想契約者割戻しと併記して表示しないこと。
- イ. 表示された予想契約者割戻額が、将来の受領額の目安として一定の条件下での計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。
- ウ. 契約者割戻しの仕組み（契約者割戻しは支払時期の前年度決算により確定する旨等）、支払方法（据置割戻方式、共済掛金相殺方式、共済金買増方式、現金支払方式等の別）その他予想契約者割戻しの前提又は条件となる事項について表示しないこと。
- エ. 特別割戻し（ミュー割戻し）を表示する場合に、普通割戻しと区別しないで表示すること。
- ② 予想契約者割戻しの表示を行う場合には、割戻率が直近決算の実績割戻率（確定するまでの間は、その直前の実績割戻率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された割戻率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した割戻額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差割戻（ラムダ割戻しを含む。）率（契約者割戻しを積み立てる場合は、契約者割戻しの据置利率も含む。）が、直近決算の実績割戻しの利差割戻率から上方には 1% 以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績割戻率を下回る利差割戻率の下限は 0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した契約者割戻額も併せて表示しているか。
- ③ ②の場合において、予想契約者割戻し及び上記①の要件を満たした書面等が共済契約者等に提示されているか。

（９）法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 9 号関係

- ① 規則第 84 条第 2 号関係
- ア. 共済募集に当たって、共済契約者又は被共済者を威迫する行為その他これに類似する行為として次に掲げる行為等を行っていないかどうか。
- （ア）利用者に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。
- （イ）共済募集に対する拒絶の意思を明らかにした利用者に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等社会的批判を招くような方法により共済募集を行うこと。

イ.「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、利用者の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいうが、このような行為を行っていないか。

② 規則第 84 条第 4 号関係

ア. 共済団体の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講じられているか。

イ. 共済団体の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 84 条第 4 号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。

(ア) 法第 17 条に定める業務報告書に記載された数値若しくは法第 18 条に定める業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下「客観的な数値等」という。）以外のものを用いて、共済団体の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

(イ) 使用した客観的な数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。

(ウ) 表示された客観的な数値等が優良であることをもって、当該共済団体の共済契約の支払いが保証されていると誤認させること。

(エ) 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

(オ) 他の共済団体又は保険会社等を誹謗・中傷する目的で、当該他の共済団体又は保険会社等の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

(カ) 規則第 76 条第 1 項第 6 号に規定する保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び補償対象契約とならないことを記載した書面の交付により、説明を行わないこと。

③ 規則第 84 条第 5 号関係

共同共済契約や共済団体間あるいは共済団体間の共済商品の提携販売等一の契約者が複数の保険・共済の提供者との間で一又は複数の保険・共済契約を同時に締結（契約の更改及び更新を含む。）する場合等において、共済契約者が共済の種類や、引受けを行う業者について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの共済団体と共済契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、共済募集及び共済契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

④ 規則第 79 条関係

個人利用者に関する情報については、規則第 79 条に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。

⑤ 規則第 81 条関係

規則第 81 条に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、ア.（ア）から（キ）までの情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とはイ.（ア）から（ケ）に列挙する場合をいう。

ア. その他の特別の非公開情報

（ア）労働組合への加盟に関する情報

（イ）民族に関する情報

(ウ) 性生活に関する情報

(エ) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報

(オ) 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報

(カ) 犯罪により害を被った事実に関する情報

(キ) 社会的身分に関する情報

イ. 当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的

(ア) 法令等に基づく場合

(イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(オ) 個人情報の保護に関する法律第 20 条第 2 項第 6 号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 3 項第 6 号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項第 7 号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者に提供する場合

(カ) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

(キ) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

(ク) 共済事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

(ケ) 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

(10) 法第 55 条において読み替えて準用する保険業法第 307 条第 1 項第 3 号関係
法第 55 条において読み替えて準用する保険業法第 307 条第 1 項第 3 号で規定する「その他共済募集に関し著しく不適当な行為」に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

(11) 告知事項・告知書

- ① 保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。
- ② 告知書の様式は、共済契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。

(12) 共済契約者が「中小事業主」であることの確認

共済契約に際し、契約者が法第2条第1項に規定される中小事業主であることの確認を行っているか。また、共済契約の更新に際しては、法第2条第1項に規定される中小事業主であることを改めて確認し、更新時に要件を満たさない場合には更新しないようにしているか。

※ 法第2条第1項に規定する「中小事業主」とは、①常時使用する労働者の数が300人以下である事業主、②資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業主、③労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもののいずれかに該当する者をいう。

(13) その他

① 本人確認等の措置

共済契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は共済募集に関して、架空契約や共済金詐取を目的とする契約等の不正な共済契約の発生を防止するために、以下のような措置が講じられているか。

ア. 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による契約をすることが見込まれる利用者の獲得、特定の共済代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過共済契約等の不適正な行為を防止するための措置。

イ. 共済契約者について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、中小事業主であることが確認できる書類による確認、共済証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った共済掛金収納機関からの確認、共済募集人の訪問や共済団体が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し共済契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置。

ウ. 共済契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、共済募集人の同行や共済団体等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被共済者の本人確認の措置。

② 当初から短期の中途解約を前提とした契約等の共済本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、共済商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。

③ 支払能力の充実の状況に関する基準

法第31条により、行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができる。法に基づき算出された数値を共済団体が独自に公表・活用するに当たっては、保険業法に基づき保険会社等が算出する「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較することは利用者に誤解を与えるおそれがあり適当ではないため、次の点を指導するものとする。

ア. ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用すると

もに、当該数値が保険会社等の「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較できない旨の脚注を記載すること。

イ. 共済募集に当たって「支払余力比率」を使用する場合においては、保険会社等の「ソルベンシー・マージン比率」と共済団体の「支払余力比率」を明確に区分して説明すること。

ウ. 「支払余力比率」を用いる場合においては、常に、当該数値が保険会社等の「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較できない旨を説明するなど、利用者に誤解を与えることがないように適切な措置を講ずること。

- ④ 共済契約の締結の申込みがあつたにもかかわらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、利用者の理解が得られるよう努めているか。

(14) 監督手法・対応

共済募集管理態勢について問題があると認められる場合には、共済団体に対し、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求めるとともに、重大な問題があると認められる場合には法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－４－２－３ 他人の生命の共済契約

共済契約者以外の者を被共済者とする死亡共済契約及び傷害疾病による死亡を給付事由とする共済契約者以外の者を被共済者とする傷害疾病定額共済契約（共済金受取人の変更を含む。また、傷害疾病定額共済契約については共済金受取人が被共済者又はその相続人であるもので、かつ、給付事由が傷害疾病による死亡のみではないものを除く。以下「他人の生命の共済契約」という。）の契約締結に関して、共済団体の監督に当たっての留意点は、被共済者等の保護及び共済団体の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

中小事業主が共済契約者及び共済金受取人になり、従業員等を被共済者とする共済契約（以下「事業共済」という。）については、以下の①又は②の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

- ① 遺族及び従業員の生活補償のための中小事業主の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則（以下「遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等（以下「弔慰金等」という。）の支払い財源確保
- ② 従業員等の死亡に伴い中小事業主が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保

（注）被共済者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、被共済者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行うことによって、共済団体が被共済者に共済金受取人や共済金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

更に、被共済者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被共済者

が家族に当該共済への加入を説明することを促す文言を記載する等、共済団体は被共済者本人がその家族やその他必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講じているか。

(2) 共済金額の定め方

事業共済における共済金額の設定については、共済契約の目的・趣旨を踏まえ、共済金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。

(3) 遺族補償規定等にリンクした共済金支払いの確保

事業共済であって遺族補償規定等に基づき被共済者である従業員に対し、共済金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、共済金請求時に共済契約者から、被共済者又は労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」という。）の共済金請求内容の了知を確認する書類の取付け（なお、この了知を確認する書類には共済金受取人や共済金の額等の契約の内容が記載されているか。）、あるいは、被共済者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被共済者又は受給者への支払記録等の取付け等、被共済者又は受給者に対する情報提供、共済契約の目的に沿って共済金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

(4) 他人の生命の共済契約に係る被共済者同意の確認

他人の生命の共済契約に係る被共済者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行っているか。

① 中小事業主が共済契約者及び共済金受取人になり、共済契約者以外の者あるいは役員や従業員を被共済者とする共済契約の場合は、被共済者本人が同意を記録することによる確認

② 中小事業主が共済契約者及び共済金受取人になり、従業員等全員を被共済者とする共済契約（被共済者となることに同意しなかった者を除く共済契約をいう。）で、上記①によることが困難な場合は、以下のいずれかによる確認

ア. 共済契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及び被共済者となる者全員による同意の記録

イ. 共済契約の目的となる遺族補償規定等の書類、共済契約者となるべき者が被共済者となるべき者全員に共済契約の内容を通知した旨の確認の記録（共済契約者となるべき者本人及び被共済者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）、及び被共済者となることに同意しなかった者の名簿

ウ. 中小事業主を死亡共済金受取人とする共済契約の内容が記載された遺族補償規定等の書類、遺族補償規定等が労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第106条第1項の規定に基づき被共済者となるべき者に対し、遺族補償規定等を周知した旨が記載された確認の記録（共済契約者となるべき者本人による確認の記録があるものに限

る。)、並びに被共済者となることを同意しなかった者の名簿

Ⅱ－４－２－４ 銀行等に対する共済募集の委託

Ⅱ－４－２－４－１ 銀行等に対する共済募集の委託・管理

- (1) 銀行等に対して共済募集の委託を行うに当たり、共済団体において、その業務の健全かつ適切な運営及び共済募集の公正を確保する観点から、以下の措置が講じられているか。
 - ① 銀行等への委託に関して、以下の内容を含む方針を定め、これを踏まえて委託の内容を定めること。
 - ア. 銀行等への委託の考え方及び委託する銀行等の選定の考え方
 - イ. 委託する共済及び想定される販売量（その達成を委託の条件とするものではないことに留意すること。）
 - ウ. 銀行等に対する販売支援（研修等）に関し共済団体が行う業務の内容
 - ② 共済募集手数料について、共済団体の経営の健全性の確保及び銀行等による共済募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定を行うこと。
- (2) 銀行等に対する共済募集の委託を行っている共済団体は、自らの経営管理の一環として、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、以下の措置を講じているか。
 - ① 銀行等による共済募集の状況を的確に把握すること。
 - ② 銀行等による共済募集が共済団体のリスク管理能力を超えて著しく増大した場合又は特定の銀行等に対する共済募集の依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、その原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態勢を整備していること。
- (3) 共済契約締結後に行うことが必要となる業務（注）について、銀行等と共済団体との間の委託契約等において、その業務分担が明確に定められ、利用者に明示されているか。

（注）例えば、契約内容に関する照会への対応、利用者からの苦情・相談への対応、共済金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関する案内等といった業務をいう。
- (4) 共済団体においては、共済契約締結後の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、例えば、銀行等が契約の締結の代理又は媒介を行った契約量に応じた当該業務を行うための十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築しているか。
- (5) 銀行等においては、共済契約締結後の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、例えば、委託契約等に基づき銀行等が行う共済契約締結後の業務の性質及び量に応じた当該業務を行うための十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築してい

るか。

Ⅱ－４－２－４－２ 非公開金融情報・非公開共済情報の取扱い

- (1) 銀行等が、非公開金融情報（規則第 75 条第 1 項第 1 号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を共済募集に係る業務に利用する場合には、非公開金融情報の利用について利用者の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する共済募集の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開金融情報の範囲（定期預金の満期日、預金口座への入出金に関する情報、その他金融資産の運用に係る情報等）を利用者に具体的に明示するとともに、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に利用者の同意を得なければ共済契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置（注）を講じているか。

（注）例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には、事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。

① 対面の場合

非公開金融情報の共済募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

② 郵便による場合

非公開金融情報の共済募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面により送付し、共済申込書の送付等共済募集の前に、同意した旨の返信を得る方法

③ 電話による場合

非公開金融情報の共済募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付（電話での同意取得後対面にて利用者と応接する場合には交付でも可とする。）し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

④ インターネット等による場合

非公開金融情報の共済募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

（注）利用者の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は非公開金融情報又は非公開共済情報（規則第 75 条第 1 項第 1 号ロに規定する非公開共済情報をいう。以下同じ。）に含まれない。

- (2) 銀行等が、非公開共済情報を資金の貸付け等の共済募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、非公開共済情報の利用について利用者の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開共済情報を利用する業務の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開共済情報の範囲（共済募集に係る業務において知り得た家族構成等の情報）を利用者に具体的に明示するとともに、例えば、上記(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に利用者の同意を得るための措

置を講じているか。

Ⅱ－４－２－４－３ 銀行等の共済募集指針

共済募集の公正を確保するために銀行等が定める共済募集指針には、以下の事項が定められているか。

また、共済募集指針の内容について、利用者に周知するため、共済募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。

- (１) 利用者に対し、募集を行う共済契約の引受共済団体の商号や名称を明示するとともに、共済契約を引き受けるのは共済団体であること、共済金等の支払いは共済団体が行うことその他の共済契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。
- (２) 複数の共済契約の中から利用者の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと。
- (３) 銀行等が法令に違反して共済募集につき利用者に損害を与えた場合には、当該銀行等に共済募集人としての販売責任があることを明示すること。
- (４) 銀行等における苦情・相談の受付先及び銀行等と共済団体の間の委託契約等に基づき共済契約締結後に銀行等が行う業務内容を利用者に明示するとともに、募集を行った共済契約に係る利用者からの、例えば、委託契約等に則して、共済金等の支払手続きに関する照会等を含む苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な利用者対応を行うこと。
- (５) 上記（１）から（４）までに掲げる利用者に対する共済募集時の説明や苦情・相談に係る利用者対応等について、利用者との面談内容等を記録するなど利用者対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、共済募集時の説明に係る記録等については、共済期間が終了するまで保存すること。

Ⅱ－４－２－４－４ 銀行等共済募集制限先の確認等

- (１) 共済代理店である銀行等は、銀行等共済募集制限先（規則第 75 条第 1 項第 4 号に記載の銀行等共済募集制限先をいう。以下同じ。）を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介を、手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。
 - ① 共済募集に際して、あらかじめ利用者に対し、銀行等共済募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により行った上で、当該利用者が銀行等共済募集制限先に該当するかどうかを利用者の申告により確認するための措置。

② 募集を行った共済契約に係る契約申込書その他の書類を引受共済団体に送付する時までに、共済募集の過程で利用者から得た当該利用者の会社等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該利用者が銀行等共済募集制限先に該当しないことを確認するための措置

③ 上記措置によって、利用者が銀行等共済募集制限先に該当することが確認された場合に、当該共済契約に係る共済募集手数料その他の報酬について、所属共済団体から受領せず、又は事後的に返還するための態勢の整備

(注1) 上記①及び②の措置による確認によっても当該利用者が銀行等共済募集制限先に該当するかを確認できなかった場合は、特段の事情のない限り、該当しないものとみなす。

(注2) 上記②の銀行等の貸付先に関する情報との照合による確認については、貸付先に関するデータベース（少なくとも年1回の更新が必要。既存のものが存在する場合はそれを活用することも可。）と照合する方法や、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受ける方法その他の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によることもできる。

(注3) 銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている法人等の役員又は常時使用する従業員を主たる構成員とする団体を設立させ、これに対し共済募集をする行為は、特段の事情のない限り、実質的に当該法人等に対する共済募集とみなされる。

(2) 銀行等は、共済団体から共済募集の委託を受けるに当たっては、当該銀行等のその他の業務（他の共済団体から受託した業務を含む。）の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当該共済団体の業務又は財務の健全性や共済代理店である銀行等に対する販売管理態勢の整備状況、当該銀行等が募集を行うこととなる共済商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定しているか。

Ⅱ－４－２－４－５ 規則第84条第9号関係

利用者に資金需要があるにもかかわらず、共済募集を行うために意図的に貸付申込みをさせない場合については、「利用者が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている」場合とみなされる。

Ⅱ－４－２－４－６ 銀行等の共済募集に係る法令等遵守責任者等

銀行等は、規則第75条第1項第3号に規定する共済募集に係る法令等の遵守を確保する業務が確実に実施されるよう、同号に規定する法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該責任者を指揮し共済募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を含む。）について、共済募集に関する法令や共済契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

Ⅱ－４－２－４－７ 銀行等の共済募集に係る内部監査

銀行等は、共済募集に係る業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、当該銀行等の内部監査が確実に実施されるよう、当該部門に共済募集に関する法令や共済契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

Ⅱ－４－３ 苦情等への対処

Ⅱ－４－３－１ 意義

(１) 相談・苦情・紛争等（苦情等）対処の必要性

利用者からの相談、苦情、紛争等（苦情等）に迅速かつ適切に対応し、利用者の理解を得ようとすることは、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

近年、利用者の保護を図り共済商品・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性はさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、共済団体においては、適切に苦情等に対処していく必要がある。

(２) 対象範囲

共済団体の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。共済団体には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

Ⅱ－４－４ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ－４－４－１ 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、共済商品・サービスへの利用者の信頼性を確保するため重要なものである。共済団体は、利用者から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ－４－４－２ 主な着眼点

共済団体が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1) 経営陣の役割

理事会は、苦情等対処機能に関する組織全体的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 内部規則等

- ① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続（事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。）を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。
- ② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、内部規則等を組織内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず内部規則等（苦情等対処に関するものに限らない。）の事務所に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

(3) 苦情等対処の実施態勢

- ① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
- ② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
- ③ 特に、共済金等の不払いに関する苦情等については、当該不払いを決定した支払担当部門のみで対処するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他の部門で適切に対処されたかどうかを検証する態勢となっているか。
- ④ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
- ⑤ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、手紙、FAX、eメール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。
- ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ－4－5「利用者の保護等」参照）。
また、当該苦情等について、利用者から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から共済団体へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。
- ⑦ 共済代理店を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、共済団体自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅱ－5－1「共済団体の事務の外部委託」参照）。
- ⑧ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、

断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

(4) 利用者への対応

- ① 苦情等への対応について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
- ② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対応の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対応手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を行う態勢を整備しているか。
- ③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や利用者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。
なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用者の選択を不当に制約していないか留意することとする。
- ④ 外部機関等において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など利用者に対して通常行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

(5) 情報共有・業務改善等

- ① 苦情等及びその対応結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。
- ② 苦情等について、自ら対応したものに加え、外部機関が介在して対応したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、その分析結果を活用し、継続的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。
- ③ 苦情等対応機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。
- ④ 苦情等対応の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対応態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

(6) 外部機関等との関係

- ① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。
- ② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分

に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき組織内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

Ⅱ－４－４－３ 監督手法・対応

苦情等対処態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護・共済団体への信頼性確保の観点も含め、共済団体の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。行政庁としては、共済団体の対応を全体的・継続的にみて、業務の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必要に応じ、法第 29 条に基づき報告を求め、また、重大な問題があると認められる場合は、法第 33 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出も含め、必要な行政処分を検討するものとする。

なお、一般に利用者と共済団体との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅱ－４－５ 利用者の保護等

Ⅱ－４－５－１ 利用者に対する説明責任、適合性原則

共済団体は、利用者保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

Ⅱ－４－５－１－１ 利用者保護を図るための留意点

- (1) 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。
- (2) 共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。
- (3) 共済団体又は共済募集人が行う電話による新規の共済募集等は、非対面で、利用者の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等にかんがみ、当該行為を反復継続的に行う共済団体又は共済募集人は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済募集方法を具体的に定め、実行するとともに、共済募集人に対して、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、これらの取組について、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行っているか。

その際の実施等としては、以下の措置を含めた適切な実施等がなされているか。

- ① 説明すべき内容を定めたトークスクリプト等を整備のうえ、徹底していること。
- ② 利用者から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること。
- ③ 通話内容を記録・保存していること。
- ④ 苦情等の原因分析及び再発防止策の策定及び周知を行っていること。
- ⑤ 共済募集等を行った者以外の者による通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む。）及びその結果を踏まえた対応を行っていること。

（４）利用者情報は法的に許される場合及び利用者自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。

（５）個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。

Ⅱ－４－５－１－２ 法第 12 条に規定する業務運営に関する措置等

（１）規則第 19 条から第 28 条までに規定する措置等が適正に実施されているか。

（２）規則第 19 条及び第 24 条から第 27 条までに規定する措置（以下「当該措置」という。）について、職員及び共済代理店に対する教育・指導を行う体制が整備されているか。

（３）当該措置について、職員及び共済代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。

（４）規則第 23 条に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約について、

- ① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、共済団体が知り得た他の生命共済契約又は損害共済契約（以下「他の共済契約」という。）を含む共済金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。
- ② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等（共済団体が知り得た他の共済契約に係る共済金額を含む。）との比較などにより、共済金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

（注）内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。

ア. 共済団体の定める一定金額（以下「共済金の限度額」という。）を超える

共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

イ. 死亡共済（規則第 23 条第 2 項に規定する死亡共済をいう。）の引受について

（ア）共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、死亡共済に係る共済金の限度額を具体的に定め、これを超える共済金額による共済の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、同一被共済者の他の死亡共済に係る共済金額（共済団体が知り得た他の死亡共済に係る共済金額を含む。）と通算する旨を定めているか。

（イ）その他、共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、利用者ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。

③ 共済金の限度額を内部規則等で定めている場合には、当該限度額以内で共済が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。

④ 共済金額等（共済団体が知り得た他の共済契約に係る共済金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。

⑤ 共済金額の決定に際し、モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、他の共済契約に係る共済金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

（５）規則第 23 条第 1 項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人に対し、当該契約の同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に上記記録を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が当該記録を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

（６）規則第 23 条第 1 項に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済商品の仕組みが利用者のニーズに合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済商品を適切に選択することを可能とするための措置がとられているか。

（７）規則第 23 条第 1 項に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容

を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。

(注) 非対面の方式により共済契約の申込みを受ける場合は、次のような点に留意すること。

- ① 例えば、郵便の場合は書面への記載、電話の場合は口頭、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、利用者に対して共済契約の内容の確認を求めること。
- ② 申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付することが困難な場合は、申込後遅滞なく郵送等の方法により交付すること。

Ⅱ－４－５－２ 共済金等支払管理態勢

Ⅱ－４－５－２－１ 意義

共済金等の支払いは、共済団体の基本的かつ最も重要な機能であることから、共済金等支払事務が適時・適切に実施できるための支払管理態勢を構築しておくことが重要である。

Ⅱ－４－５－２－２ 主な着眼点

(1) 共済金等の支払いに係る理事の認識及び理事会の役割

- ① 理事会は、適切な共済金等支払管理態勢の構築に係る方針を明確に定めているか。
- ② 理事は、適時・適切な共済金等の支払いが健全かつ適切な事業運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ③ 理事会は、共済金等の支払いに係る業務全般を管理する部門（以下「支払管理部門」という。）を設置するなど、共済金等支払管理を統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば共済金等支払管理に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。
なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、支払管理態勢の構築に係る方針の変更や支払管理手法にあわせて改善を図っているか。
- ④ 理事会は、共済金等の支払査定基準の改廃などの共済契約者等の保護に重大な影響を与えるものについて、十分な検討を行っているか。
また、上記以外の支払管理のための規定についても理事会等への報告が行われた上で整備しているか。
- ⑤ 理事会は、点検・内部監査等を適切に活用し、支払いに係る苦情情報や訴訟事案など共済契約者等の利益に重大な影響を与える事案を含めた共済金等の支払及び不払状況（件数、内容等を含む。）について定期的に報告を受け、原因分析に基づいた必要な意思決定や指示を行うなど、把握された支払関係情報を業務の執行及び管理態勢の整備等に活用しているか。
また、理事は、利用者からの支払関係の苦情への対応について、支払管理部門任せとするのではなく、適時・適切に報告を受けることなどにより実態把握を行

い、必要な意思決定や指示によって対策を講じることとしているか。

- ⑥ 理事は、適切な共済金等の支払管理態勢を構築するため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成並びにシステムの構築、規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続・書式の整備等についての方針を明確に定めているか。
- ⑦ 理事会は、共済金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

（２）共済金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割

- ① 支払管理部門の長及び支払管理に責任を有する理事（以下「共済金等支払管理者」という。）は、適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解・認識しているか。
また、共済金等支払管理者は、部門の担当者に適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解・認識させるための適切な方策を講じているか。
- ② 支払管理部門は、共済商品開発部門、事業推進部門やシステム部門等の関連する部門（以下「関連部門」という。）や事業拠点等に対して適切な支払管理態勢を構築するために必要な管理・指導を行っているか。
- ③ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類・支払査定基準等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。
- ④ 共済金等支払管理者は、支払管理を行う組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。
- ⑤ 共済金等支払管理者は、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、人事ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。
- ⑥ 支払管理部門は、共済金等の支払いに係る問題を把握した場合に、関連部門と連携し、十分な原因分析を踏まえた適切な改善策を講じているか。また、その状況について理事会等に報告しているか。

（３）支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上

- ① 共済金等支払管理者は、専門性を持った支払査定担当者の確保のための長期的な展望に基づく人材育成策を策定しているか。
- ② 共済金等支払管理者は、支払査定能力を維持・向上させるための方法・体制を整備しているか。特に、適切な支払査定を支払査定担当者が行えるよう、医学的知識の習得、共済規程（共済約款）・特約条項の理解の向上等を図ることを確保するために、一定の研修及び効果測定等の義務付けその他の方策を講じているか。また、医学の進歩や医療の変化等に対応して、教育・研修内容の見直しを適時・適切に行っているか。

(4) 関連部門との連携

- ① 支払管理部門と関連部門は密接な連携を図ることによって、支払時のみならず、共済募集や苦情・紛争処理への適切な対応が行われるような態勢となっているか。
- ② 共済商品の仕組みの開発・改訂に当たっては、商品開発部門をはじめとする関連部門は、支払管理部門と適切なスケジュール管理のもと、検討事項を十分に確認した上で、遺漏を防止するためのチェックシート等を活用し、検討を行っているか。特に、共済規程（共済約款）の解釈について、商品開発部門、支払管理部門、コンプライアンス担当部門等において十分な検討が行われているか。また、その結果が、支払査定基準、査定マニュアル、パンフレット等に適切に反映されているか。なお、検討内容等について、理事会等及び共済金等支払管理者に対して、必要に応じ随時報告を行っているか。
- ③ 支払管理部門は、支払査定を行う過程において把握したコンプライアンス上の問題について、コンプライアンス担当部門に報告する態勢となっているか。また、支払管理部門は、必要に応じて、コンプライアンス担当部門及び関連部門から共済募集時の説明状況等について情報を取得する態勢となっているか。
- ④ 共済規程（共済約款）所定の支払事由に該当しないケース、例えば、支払対象外の手術や1回の入院についての支払日数の限度超過等の請求に関する苦情に対しては、支払管理部門と関連部門は相互連携して、苦情の発生原因を分析した上で防止するような対応策を検討しているか。
- ⑤ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
 - ア. 支払管理部門及びシステム部門をはじめとする関連部門は、連携の上、理事会で定められた方針に基づき、適切な共済金等支払管理態勢の確立に向けてのシステム構築を行っているか。
 - イ. 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。
- ⑥ 支払管理部門及び商品開発部門をはじめとする関連部門は、理事会等及び共済金等支払管理者に対して、支払管理に関わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、分かりやすくかつ正確に報告しているか。

(5) 支払管理部門における態勢整備

- ① 支払管理部門の職員は、共済金等の支払いが共済団体の基幹業務であることを理解・認識し、適切な共済金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組を不断に行う態勢となっているか。また、支払管理部門は、共済金等支払業務のみならず、例えば共済募集、事故連絡受付及び請求手続並びに苦情・相談への対応などを含む全ての利用者対応を踏まえた取組が必要であることに留意しているか。
- ② 支払管理部門においては、支払査定の判断や査定結果の妥当性の事後検証に当たって、必要に応じて外部の専門家の意見を反映させているか。また、利用者か

らの苦情について、利用者の視点に立った分析を行うことなどにより、適切な支払管理態勢の構築及び確立に役立てているか。

- ③ 支払管理部門の職員それぞれの役割及び権限は明確となっているか。例えば、決裁権限規定においては、共済金等の金額や支払い又は不払いとで合理的な差異が設けられているか。
- ④ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護及び利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な共済金等請求手続の説明、共済金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。
- ⑤ 反社会的勢力などからの不当な請求等に対しては、ゆるぎない対応に遺漏ないようにしているか。
- ⑥ 共済金等の請求及び支払いに当たっては、センシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役員等に周知徹底しているか。

特に、個人である利用者に関する情報の管理について、命令、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。

- ⑦ 共済募集、事故連絡受付、共済金等請求時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

ア. 支払管理部門は関連部門と連携して、共済募集や事故連絡受付などのそれぞれの利用者対応時において、共済金等の請求手続き等に関して、十分かつ分かりやすい説明や請求漏れを未然に防止するための方策を講じているか。例えば、ホームページへの掲載のほか、共済金等の支払いに関する説明資料を作成し、共済契約者又は共済金受取人等へ配付することによる情報提供の充実を図っているか。

なお、当該説明資料の記載内容については、少なくとも利用者からの照会に対応する窓口が明記される必要があるほか、共済金等が支払いとなる場合や支払われない場合の具体的事例などが記載されることが望ましい。

イ. 共済契約者等に対して支払われる共済金等の種類について、書面等で分かりやすく案内が行われているか。

ウ. 共済金請求書等の帳票類については、共済商品の仕組みが多様化していることなどを踏まえ、請求漏れを未然に防止するとともに、分かりやすい内容となるよう見直しを適時・適切に行っているか。

エ. 共済金受取人等が共済金等の請求を行えない場合、当該受取人等に代わる代理人等が請求することができるような手続を整備しているか。

オ. 総支払額が確定する前に共済金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の共済団体の対応について、被共済者間や共済金受取人の公平性の確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払いに係る手続きを定め、内払いを行う場合を例示するなど、被共済者のニーズのみならず共済金受取人にも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。

- ⑧ 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
- ア. 共済金等の支払可否の判断に当たっては、立証責任が共済団体側にあるか、請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う態勢となっているか。
 - イ. 高度な法的判断又は医的判断を要するものについては、支払管理部門の担当者のみで判断せず、必要に応じて外部の専門家の見解を求める態勢となっているか。
 - ウ. 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。
 - エ. 同一の共済事故において、支払事務を異なる職員が担当する場合に、職員間の相互連携が図られる態勢となっているか。
 - オ. 共済金等の支払可否の判断に影響を与える判例等の動向を遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
 - カ. 支払査定マニュアルの内容は体系的・網羅的なものとなっているか。
 - キ. 管理者等が行う二次的なチェック態勢は十分なものとなっているか。
 - ク. 共済金等の支払い漏れ等をチェック・防止したり、支払いを促すようなシステム対応は十分なものとなっているか。
 - ケ. 共済契約者等保護の観点から、例えば、遅延利息の起算日や解除期限日などの期限の管理は適切に行われているか。
 - コ. 支払管理部門は、共済金等の支払い漏れが無く迅速な共済金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際して確認を要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、共済金受取人等から請求を受けてから支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。
 - サ. 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの用途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。
- ⑨ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
- ア. 支払いに関する照会や不払い時の苦情申出に対して、迅速かつ正確な対応を行う観点から、職員による適切な対応が行われるための方策を講じているか。
 - イ. 共済金受取人等から支払査定の結果に関し苦情申出があった場合等については、支払可否の判断の根拠となった事実関係等について再度の事実確認を実施する態勢となっているか。
 - ウ. 不払いとなる場合については、共済規程（共済約款）等の根拠条文の記載を含めその理由となる説明が、共済金受取人等に対して分かりやすいものとなっているか。
 - エ. 苦情等の受付及びその解決に向けた迅速な手続を規定した処理規程を整備しているか。
- ⑩ 支払管理部門においては、以下のような事後的なチェック態勢が整備されているか。

- ア. 共済金等支払管理者から権限委任されている事項について、適切な権限行使が行われているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。
- イ. 複数の支払部門にまたがるような共済金等の支払いについて、支払い漏れ防止の観点から、各支払部門が相互に確認する体制を整備するなど、定期的にチェックを行う態勢となっているか。
- ウ. 支払共済金等について、共済金受取人等からの申出により請求放棄等の処理がなされた事案が、真に適正な事務処理が行われたかどうかを事後的に検証できる態勢を整備しているか。
- エ. 不払いとした理由を共済金受取人等に対して説明するためのモデル文書については、苦情・問い合わせ等を通じて把握した課題を踏まえて見直し・改善するような態勢となっているか。また、実際に送付された不払いとする通知について、当該内容について検証する態勢となっているか。
- オ. 不払いとした事例について内容を分析し、分析結果を共済金等の支払いを適切に行うための対応策や態勢整備等に役立てているか。
- カ. 不払いに関する苦情については、当該不払いを決定した支払担当部門のみで処理するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他部門で当該苦情処理が適切に処理されたかどうかを検証する態勢となっているか。
- キ. 支払管理態勢の一層の強化の観点から、例えば、外部専門家による支払査定の妥当性の事後検証の仕組み等を整備しているか。
- ⑪ 共済契約者その他の利用者が、共済団体の業務状況を適切に判断できるように、共済金等を不払いとした件数・内容や苦情等に関する情報等の積極的な情報開示に取り組むことが望ましい。
- ⑫ 共済規程（共済約款）等に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に共済契約者に通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されているか。

（６）内部監査

- ① 理事会は、内部監査が適切な共済金等支払管理態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ② 内部監査部門は、支払管理部門をはじめとする被監査部門等に対して十分牽制機能が働く独立した体制となっているか。また、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査を実施しているか。
- ③ 理事会等は、支払管理態勢に対する内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門において支払実務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。また、内部監査部門は、適切な支払管理態勢の検証を行うような十分な権能を付与されているか。
- ④ 支払管理部門の役職員は、内部監査が適切な支払管理態勢を確立することに重要な役割を果たすことを十分認識しているか。
- ⑤ 内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するための内部監査業務の実施要領等を作成し、理事会等による承認を受けているか。また、内部監査部門の長は、実施要領等の適切性・有効性を確認しているか。

- ⑥ 内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するため、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある監査計画を策定しているか。
- ⑦ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門及び関連部門の全ての業務に対する内部監査を定期的の実施しているか。
- ⑧ 内部監査部門は、理事会に対して、支払管理態勢に係る内部監査の結果、その他重要な事項を適時・適切に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える問題点については、速やかに報告しているか。
- ⑨ 内部監査部門は、検査の結果を分析し、これを的確に支払管理部門をはじめとする被監査部門等へ遅滞なく通知しているか。さらに、内部監査部門は、支払管理部門における改善状況を適切に管理し、その後の内部監査に反映させているか。また、共済金等支払管理者は、内部監査の結果等を適切な共済金等支払管理態勢の確立に役立てているか。

(7) 監事による監査

- ① 共済金等支払いに関する監事による監査については、業務執行体制の適否を監査する視点で実施しているか。例えば、募集管理関係からみた問題等と利用者からの苦情の状況等から窺える利用者サービスの問題等を関連づけて総合的に監査することとしているか。
- ② 共済金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。
- ③ 監事は、共済金等支払管理者等に対するヒアリングや支払管理部門に対する往査など、共済金等の支払実務そのものに対する直接的な監査を実施しているか。
- ④ 監事は、理事会に対して、共済金等の支払いに関する監査結果、その他重要な事項を適時・適切に報告しているか。

Ⅱ－４－５－２－３ 監督手法・対応

共済金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－４－６ 利用者等に関する情報管理態勢

Ⅱ－４－６－１ 意義

利用者に関する情報は、共済取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

特に、個人である利用者に関する情報については、命令、個人情報保護に関する法律、保護法ガイドラインの規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入等二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

る。

更に、共済団体は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 1 条第 4 項第 14 号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、共済団体は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

Ⅱ－４－６－２ 主な着眼点

（１）利用者等に関する情報管理態勢

- ① 理事等は、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、内部規則の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（利用者に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化等の対策を含め、利用者等に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ④ 利用者等に関する情報の取扱いを委託する場合は、以下の措置を講じているか。

（注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、共済団体が共済代理店を含む他の者に利用者等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする合意の一切を含む（以下、Ⅱ－４－６－２において同じ。）。

ア. 共済代理店を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

イ. 共済代理店を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

ウ. 共済代理店を含む外部委託先による利用者等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、共済代理店を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

更に、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、共済代理店を含む外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

エ. 二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。

また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して当該共済団体による直接の監督を行っているか。

- ⑤ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他で発生している漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

- ⑥ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。

また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

（２）個人情報管理

- ① 個人である利用者に関する情報については、規則第 24 条に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。

また、当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。

- ② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、規則第 27 条に基づき、Ⅱ－４－２－２（９）⑤の場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）「その他の特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。

ア. 労働組合への加盟に関する情報

イ. 民族に関する情報

ウ. 性生活に関する情報

エ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報

オ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報

カ. 犯罪により害を被った事実に関する情報

キ. 社会的身分に関する情報

- ③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。
- ア. クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
 - イ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
 - ウ. クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、共済代理店を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。
 - エ. クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して当該共済団体による直接の監督を行っているか。

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止

- ① 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
- ② 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組を行っているか。
- ③ 法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

Ⅱ－４－６－３ 監督手法・対応

利用者等に関する情報管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－４－７ 利用者等の誤認防止等

Ⅱ－４－７－１ 意義

利用者等に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該共済団体が、その事業所を他者の営業所と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者等に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅱ－４－７－２ 主な着眼点

共済団体が、その事業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者等の誤認防止、利用者等情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に共済団体自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。

Ⅱ－４－８ 反社会的勢力による被害の防止

Ⅱ－４－８－１ 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む共済団体においては、共済団体自身や役職員のみならず、利用者等の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより共済団体として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、共済団体においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては理事等の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって共済団体や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「政府指針」

（１）反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ・ 組織としての対応
- ・ 外部専門機関との連携
- ・ 取引を含めた一切の関係遮断
- ・ 有事における民事と刑事の法的対応
- ・ 裏取引や資金提供の禁止

（２）反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

Ⅱ－４－８－２ 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

（１）組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等が適切に関与し、組織として対応することとしているか。

（２）反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、取引先の審査を行う際に、当該情報を適切に活用する体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行う等、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に理事等に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

（３）適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書等への暴力団排除条項の導入を徹底する等、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、共済金等の支払審査を適切に行うための態勢が整備されているか。

(6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等に報告され、理事等の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進する態勢が整備されているか。
- ③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。
- ④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢が整備されているか。

(7) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等に報告され、理事等の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

Ⅱ－４－８－３ 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条に基づく業務改善命令の発出を検討

するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られない等、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 33 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続する等、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為等に対しては、法第 34 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ－４－９ 適切な表示の確保

- (1) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制が確立されているか。
- (2) 共済募集用の資料等（広告も含む。）について、表示媒体や共済商品の特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。

- (3) 適正な表示を確保するための内部規程が適切に策定されているか。

(注) 内部規程は、次の事項等を踏まえ、共済期間、保障、引受条件及び共済掛金率・共済掛金等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。

- ① 共済商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済契約の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を共済契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該共済商品の仕組みの内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ア. 支払事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合

イ. 共済金（給付金）額等が被共済者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合

また、共済商品の仕組みの保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ② 共済商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済掛金の表示に関して、主たる共済契約者層とは考えられない若年層等の共済掛金を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、共済契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の

共済契約者等についても当該共済掛金が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、共済商品の仕組みの取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であると誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ③ 共済商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

- ④ 共済商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明確に表示しているか。

例えば、「最高」、「最低」、「日本一」、「ナンバーワン」、「唯一」、「業界初」、「ワイド」、「最低水準」、「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。

- ⑤ 銀行等で募集する共済商品について表示を行う場合（銀行等が行う表示を含む。）には、例えば、銀行等の商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が共済団体の共済商品であることを適切に表示しているか。

- （４）表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」、「注意喚起情報」を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。

- （５）適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。

- ① 共済募集用の資料等について、共済団体本部で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査が漏れなく行われる体制となっているか。
- ② 共済規程（共済約款）、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するためのチェックがなされる体制となっているか。
- ③ 共済契約者等からの苦情において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応がとられる体制となっているか。

- （６）共済商品の仕組みの説明（比較広告等を含む）に係る法第 55 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 300 条第 1 項第 6 号及び第 7 号については、以下の点に留意するものとする。

- ① 共済契約に関する表示については、Ⅱ－４－２－２（７）に準じて取り扱うものとする。
- ② 予想契約者割戻額の表示については、Ⅱ－４－２－２（８）に準じて取り扱うものとする。

のとする。

Ⅱ－４－１０ 事務リスク管理態勢

Ⅱ－４－１０－１ 意義

事務リスクとは、共済団体の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、共済団体が損失を被るリスクをいうが、共済団体は当該リスクに係る役職員の人事管理を含む内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅱ－４－１０－２ 主な着眼点

（１）事務リスク管理態勢

- ① 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。
- ② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。

（２）内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

（３）事務所のリスク管理態勢

事務部門は、事務所における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。

（４）人事管理態勢

人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。

Ⅱ－４－１０－３ 監督手法・対応

事務リスクの管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－４－１１ システムリスク管理態勢

Ⅱ－４－１１－１ 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や共済団体が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や共済団体が損失を被るリスクをいう。コンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムを用いて事務を管理している共済団体にとって、システムが安全かつ安定的に稼働することは共済団体に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は重要である。

Ⅱ－４－１１－２ 主な着眼点

(１) システムリスクに対する認識等

システムリスクについて十分認識し、法人として全体的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

(２) システムリスク管理態勢

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(３) 安全対策

- ① 安全対策の基本方針が策定されているか。
- ② 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者が設置されているか。安全管理者は、システム、データ及びネットワークの管理体制を統括しているか。

(４) システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。
- ② システム監査に精通した要員を確保しているか。
- ③ 監査対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は適切に経営者に報告されているか。

(５) プログラムミスの発生防止

共済団体におけるシステム不備により共済契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、システム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防

止のための措置を講じているか。

① システム開発時の連携

商品部門、事務部門及びシステム部門の間の連携が十分図られているか。連携に当たっては、

ア. 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。

イ. 共済掛金・契約者割戻し等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品部門及び事務部門が主体的に関与しているか。

ウ. 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。

エ. 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。

オ. システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。

等に留意する。

② システム開発時のチェック

ア. 商品部門、事務部門及びシステム部門で連携して、商品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。

イ. 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。

ウ. 各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。

エ. チェックの方法が適切に選択されているか。

③ システム開発後のチェック・管理

ア. 商品部門及び事務部門は、導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。

イ. システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、商品部門、事務部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。

(6) 外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

(7) データ管理態勢

① データについて機密性等の確保のためデータ管理者を置いているか。

② データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

(8) コンティンジェンシープラン

① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。

(9) システム統合リスク

- ① 共済団体の役職員は、システム統合に係るリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。
- ② テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
- ③ 業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。
- ④ システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。
- ⑤ 不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(10) 障害発生時の対応

- ① 利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。
- ② 障害が発生した場合、共済団体において速やかに障害原因、復旧見込等の公表を行っているか。

Ⅱ－４－11－３ 監督手法・対応

(1) 問題認識時

システムリスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

(2) システム統合時

- ① 共済団体がシステム統合等を行う場合にあっては、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じて法第 29 条に基づく報告等により把握を行うものとする。
- ② 共済団体が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、必要に応じ、法第 29 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。

(3) 障害発生時

- ① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の行政庁あて報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（別紙様式Ⅱ－３参照）にて行政庁あて報告を求めるとする。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも 1 か月

以内に現状について行うこととする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、共済団体が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア等）に発生した障害であって、

- ・ 共済金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- ・ その他業務上、上記に類すると考えられるもの

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて法第 29 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条に基づく行政処分を行うものとする。

Ⅱ－４－12 危機管理体制

Ⅱ－４－12－１ 意義

近年、共済団体が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展等共済団体を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。

安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う共済団体においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制を構築し、危機管理マニュアル及び業務継続計画の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、共済団体の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。

- (注) 「危機」とは、例えば、(i) そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、(ii) 風評等により共済契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、(iii) システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、(iv) 大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などをいう。

Ⅱ－４－12－２ 平時における対応

（１）対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組が重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は共済団体に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、共済団体における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

（２）主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

（参考）想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
 - ・ テロ・戦争
 - ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
 - ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
 - ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
 - ・ 事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
 - ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
 - ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）
- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
 - ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係行政庁を含む）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別等の事業拠点別に想定していることが望ましい。
 - ⑤ 業務継続計画においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、共済契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。

例えば、

- ア. 災害等に備えたコンピュータシステム、利用者データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。

- イ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ウ. 共済契約に基づく共済金等の適切な支払など共済契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。
- エ. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。
- ⑥ 大規模自然災害等の危機発生時において、共済金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような体制が整備されているか。また、共済契約者等に対して、共済金等の支払い等について便宜措置（Ⅲ－１－４－１「災害地に対する金融上の措置」参照）が図られるような体制が整備されているか。
- ⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

Ⅱ－４－１２－３ 危機発生時における対応

- （１）危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該共済団体における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認する等実態把握に努めるとともに、必要に応じて法第 29 条に基づき報告徴求することとする。
- （２）上記（１）の場合には、速やかに行政庁に報告する等、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

Ⅱ－４－１２－４ 事態の沈静化後における対応

共済団体における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該共済団体に対して、法第 29 条に基づき、事案の概要と共済団体の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組について報告徴求することとする。

Ⅱ－４－１２－５ 風評に関する危機管理態勢

- （１）風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における共済団体等の対応方法を検討しているか。なお、他の金融機関や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- （２）風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的

に風評のチェックを行っているか。

(3) 風評が共済契約の解約に結びついた場合の対応方法について、事務所等の状況把握、利用者対応、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。

(4) 上記(3)のような状況になった場合、当局担当課室、提携先等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

Ⅱ－４－１３ 障害者への対応

Ⅱ－４－１３－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、共済団体はこれを遵守する必要がある。

Ⅱ－４－１３－２ 主な着眼点

障害者への対応に当たって、厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 27 年 11 月 27 日厚生労働省訓第 45 号）の各規定を踏まえた適切な対応を実施しているか。

また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。

Ⅱ－４－１３－３ 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者からの苦情等を通じて把握された共済団体における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、共済団体の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 29 条に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

Ⅱ－５ その他

Ⅱ－５－１ 共済団体の事務の外部委託

Ⅱ－５－１－１ 意義

共済団体が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、利用者保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な検証を行う必要がある。

(注1) 上記における事務の外部委託とは、共済団体が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該共済団体以外（共済団体及び共済代理店に該当しないものを指す。）に委託することをいう。

(注2) 当該外部委託が、共済団体と子会社等との間で行われる場合には、Ⅲ－２－２「子会社等」も参照のこと。

Ⅱ－５－１－２ 主な着眼点

(1) 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

- ① 委託契約によっても当該共済団体と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該共済団体自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
- ② 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、共済団体において利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。
- ③ 損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。
特に、損害調査に際して、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。
- ④ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
- ⑤ 利用者等に関する情報の取扱いの委託については、Ⅱ－４－６「利用者等に関する情報管理態勢」を参照のこと。
- ⑥ クレーム等について利用者から共済団体への直接の連絡体制を設ける等適切な苦情相談態勢が整備されているか。

(2) 共済団体は、以下に示す点等、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。

- ① リスク管理
共済団体は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の共済団体の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。
- ② 委託先の選定
共済団体の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行っているか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、共済団体のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。
- ③ 契約内容
契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば、以下の項目について明確に示

されるなど十分な内容となっているか。

ア. 提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。

イ. 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）。

ウ. 共済団体が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。

エ. 行政庁の共済団体に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。

④ 共済団体に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を共済団体自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

⑤ 共済団体側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、共済団体が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の共済団体内管理態勢が整備されているか。

⑥ 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から共済団体への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

⑦ 監査

共済団体において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

⑧ 緊急時等の対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、共済団体の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、利用者に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

⑨ 子会社等への外部委託

委託契約が共済団体と子会社等との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっていないか。

Ⅲ. 共済団体の検査・監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方

共済団体の検査・監督の目的を達成するためには、行政庁においても、共済団体に対し、個々の共済団体の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

このため、共済団体の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各共済団体がどのようにしてビジネスモデルの構築、共済契約者等の保護、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどのようなガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各共済団体がこれらのリスク等をどのように認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。

経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各共済団体が、行政庁から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、共済団体自身で経営体制を変革していく必要がある。行政庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各共済団体の取組を促していく。

その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や共済団体の自主的な取組では業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 33 条に基づく業務改善命令等の行政処分の発動等を検討することとする。

さらに、共済団体の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。

(1) 共済団体との十分な意思疎通の確保

検査・監督に当たっては、共済団体の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に対応していくことが重要である。このため、行政庁においては、共済団体からの報告に加え、共済団体との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む共済団体の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、共済団体との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(2) 共済団体の自主的な努力の尊重

行政庁は、民間法人である共済団体の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、共済団体の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(3) 効率的・効果的な検査・監督事務の確保

行政庁及び共済団体の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、共済団体の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、共済団体に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。

既報告や資料提出等については、共済団体の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、共済団体の意見を十分にヒアリングすることに留意する。

また、共済団体や共済募集人の小規模な営業所等に関して、共済団体や共済募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

Ⅲ－１－１ 検査・監督事務の進め方

共済団体の検査・監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各共済団体の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各共済団体に必要な改善を促していくことにある。

これに加えて、日常的なモニタリングを通じて、共済団体を巡る経済・市場環境の変化を的確に把握するとともに、各共済団体における個別的状況についても、モニタリング・データや随時のヒアリング等の結果を踏まえ、共済団体との対話の中で、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組を促していくことが求められる。

Ⅲ－１－２ 検査・監督事務の具体的手法

(1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング

行政庁は、各共済団体の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。

モニタリング手法の使い分けについては、各共済団体の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や行政庁・共済団体における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、団体内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第30条に基づく立入検査の要否について判断するものとする。

（２）具体的手法

① 実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為

ア．情報収集・プロファイリング（特性把握）

行政庁は、各共済団体の特性や課題、改善に向けた自主的な取組状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、共済団体を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各共済団体の対応状況について把握することも含まれる。

また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の共済団体の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。

こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとらわれるものではないが、例えば以下のような視点で取組を行っていく。

（ア）マクロの視点

経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各共済団体や金融システムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、金融庁など、関係省庁等と連携し、一般事業会社を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、経済・社会環境の変化（SDGsへの注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他団体や他業界、類似業務・商品、法制度等に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。

こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がり分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。

（イ）ミクロの視点

共済団体との実効性のある対話等を実現するためには、各共済団体固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、共済団体が、それぞれの経営環境（利用者特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該共済団体やそのステークホルダー（従業員、利用者、地域社会等）からの情報収集が有用となる。

- ・ 財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること
- ・ 決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向等について随時ヒアリングを行うこと
- ・ 共済団体自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監事等と意見交換を行うこと
- ・ 共済団体の利用者特性・事業特性についての理解を高めるため、事業者や地域の関係者等と意見交換を行うこと
- ・ 各共済団体等に設けられた利用者のための相談室等に対して寄せられた相談・苦情等の情報や、各種ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活

用して収集した利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること

上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、共済団体のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、共済団体を巡る環境変化による影響について把握する。

イ. 優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定

上記情報収集・特性把握を通じて特定された各共済団体の課題や業態等に共通する横断的な課題については、共済団体の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度初に年度単位の方針等で設定・公表する。次に、各共済団体特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、共済団体が実質的な重要事項の改善に経営資源を集中できるよう、重点的な課題の性質に応じて立入検査とそれ以外のモニタリング、各共済団体のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。

なお、立入検査については、従来のように一定期間ごとに実施するのではなく、一連のモニタリングプロセスにおける実態把握のための手法の一つと位置付けられる。ただし、長期間立入検査が実施されていない場合には、行政庁の予見困難な問題事象が生じている可能性が相対的に高まっていることも考えられ、そのことがリスク要素の一つとも捉えられる。

また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。

② 各共済団体の詳細な実態把握

実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各共済団体の実態に応じ、各種ヒアリング、任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。

また、行政庁において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど共済団体の負担軽減に配慮する。

更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。

選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、行政庁がどのような課題を認識したうえで、どのような議論を志向しているのかを、共済団体に対して丁寧に説明していく。

ア. 各種ヒアリング

優先課題について共済団体との相互理解を深めるため、課題の性質に応じて

経営トップ、各部門や各営業拠点の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。

なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組については、共済団体が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。

また、こうした各種ヒアリングの一環として、共済団体の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。

イ. 任意の資料提出依頼

共済団体の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、共済団体に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった共済団体に課せられる負担の軽減に努めることとする。特に、アンケート等、複数の共済団体を対象とする場合は、各共済団体の特性・置かれた環境にも十分留意する。

ウ. 法第 29 条に基づく報告徴求

必要が認められる場合には法第 29 条に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が行政庁のどのような課題認識に基づくものか、共済団体に対して丁寧に説明する。

エ. 法第 30 条に基づく立入検査

足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 30 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく共済団体の経営や行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。

なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙 1「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として 1 週間以内に共済団体に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 29 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、別紙様式Ⅲ-1 を基本様式とするが、指摘の内容に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。

③ 対話

対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、共済団体の経営状況等の改善に向けた自主的な取組状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。

対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、共済団体が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、共済団体側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うこと

を徹底する。

更に、対話に当たっては、それまで、行政庁が各共済団体と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。

ア. 行政庁による実態把握において、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、共済団体自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、行政庁と共済団体との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。ただし、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、行政庁が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各共済団体の対応方針を確認する。

イ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない共済団体については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けることが重要である。そこで、行政庁としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各共済団体の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各共済団体の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、共済団体自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、共済団体との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。

④ 多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ

上記のとおり、行政庁が共済団体に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や行政庁側・共済団体側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。そこで、行政庁としては、各共済団体における課題や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。例えば、既に述べた手法以外にも以下の方法が考えられる。

- ・ 業界共通の状況や課題、生損保業界における事例等をフィードバックすることは、共済団体自身による創意工夫の発揮に資するものである。特に、これらの取組を各共済団体の有する課題に即してフィードバックを行うことで、行政庁・共済団体間における高度の共通価値を構築した上での深度ある対話が可能となる。その場合においても、各共済団体の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に行政庁として不適切な介入を行うことのないように配慮する必要がある。
- ・ 共済団体が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組といった情報は、共済団体と行政庁との間の対話のみならず、利用者等の関係者との対話を深め、共済団体による経営改善に向けた取組に資する可能性がある。
- ・ 各共済団体の課題が利用者保護や利用者利便といった分野である場合は、共済団体と行政庁でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を共済団体と行政庁間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能とな

る。

- ・ 必要に応じ、行政庁が、共済団体以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、行政庁としての各種分析や行政のスタンスを情報発信していくことで、共済団体の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。

⑤ モニタリング結果を踏まえた対応

上記のモニタリング結果の還元については、従来の「検査結果通知」の形式に捉われることなく、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。例えば、以下の手段により共済団体に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。

ア. 通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。

イ. 立入検査を実施した際には、原則として、その都度、結果の還元を行う。その方法は、把握した事象や立入検査の内容により様々であるが、例えば、軽微な事象や上記③イ. のような対応を行う項目については、「講評」、「行政庁所見」又はそれに類する形式により、重大な事象については「検査結果通知」等の形式により行う。

ウ. 業界共通の課題については、上記ア. 又はイ. のほか、随時情報発信する。

モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別共済団体限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④行政庁の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅲ－１－２（２）①ア. のプロセス等を通じて、次期の年度単位の方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりや踏まえ、行政庁の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。

Ⅲ－１－３ 品質管理

検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各共済団体の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各共済団体の創意工夫を尊重しているか、各共済団体に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、検査・監督事務の品質の確保に努める。

そのため、行政庁において、例えば次の点について、共済団体から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。

- ・ 情報収集やヒアリング、対話に当たり、共済団体に重複徴求等の過大な負担をかけないよう、モニタリングチームの間で実効的な連携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼に当たり、依頼内容が明確か、各共済団体の違い・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。

- ・ 特性把握に当たり、各共済団体の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、行政庁担当者が思い込みに陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。
- ・ 優先課題の洗い出しに当たり、各共済団体固有の実情に応じた経営上の実質的な重要課題に着目できているか。また、他の共済団体や業態に広がりを持つ共通的な課題を見落としていないか。
- ・ モニタリング方針・計画の策定に当たり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。
- ・ 報告徴求に当たり、行政庁の課題認識を共済団体に丁寧に説明しているか。
- ・ 上記Ⅲ－１－２（２）③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。
- ・ モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。
- ・ モニタリング結果の還元に当たり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができていないか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか。

その際、モニタリング全般に関する意見申出制度に加え、幹部が共済団体を訪問し、共済団体から直接モニタリングについての意見を聞くなど、共済団体等からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。

また、共済団体及び行政庁職員等へのヒアリング等を通じた行政に対する外部評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。

Ⅲ－１－４ 災害における金融に関する措置

Ⅲ－１－４－１ 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、共済団体に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

（１）共済金等の支払いに係る便宜措置

共済証券、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。

（２）共済金の支払い及び共済掛金の払込猶予に関する措置

共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講

ずることを要請する。

(3) 業務停止等における対応に関する措置

共済団体において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う事務所等を、掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、関係者に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ－１－４－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、共済団体に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 事前避難対象地域内に事務所等を置く共済団体の巨大地震警戒発表時における対応について

- ① 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、共済団体において、事務所等における業務を停止するとともに、業務停止の措置を講じた旨を関係者に周知徹底するよう要請する。
- ② 業務停止等を関係者に周知徹底させる方法は、共済団体において、業務停止等を行う事務所等を、掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。
- ③ 休日、業務開始前又は終了後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の共済業務の円滑な遂行の確保を期すため、共済団体において、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。
- ④ その他
 - ア. 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、共済団体において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。
 - イ. 発災後の共済団体の応急措置については、上記Ⅲ－１－４－１「災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

(2) 事前避難対象地域外に事務所等を置く共済団体の巨大地震警戒発表時における対応について

共済団体において、事前避難対象地域内の事務所等が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった事前避難対象地域外の事務所等については、平常どおり業務を行うよう要請する。

Ⅲ－１－４－３ 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく行政庁に報告するものとする。

Ⅲ－１－５ 共済団体に関する苦情・情報提供

共済団体に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、行政庁は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明する。

その上で、必要に応じ、共済団体の相談窓口を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が共済団体側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該共済団体への情報提供を行うこととする。

Ⅲ－１－６ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ－１－６－１ 照会を受ける内容の範囲

法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅲ－１－６－２ 照会に対する回答方法

- (１) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (２) 都道府県が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅲ－２参照)を作成し、厚生労働省担当課と電子メール等により協議するものとする。
- (３) 行政庁は、法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける共済団体から受けた、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。
 - ① 本手続きの対象となる照会の範囲
本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。
 - ア. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること(法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)の利用が可能でないこと。)
 - イ. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。
 - ウ. 照会内容が共済団体に共通する取引等に係る照会であって、多くの共済団体

からの照会が予想される事項であること。

エ. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと。

② 照会書面（電子的方法を含む。）

本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

ア. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点

イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠

ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会共済団体を所管する行政庁とする。

④ 回答

ア. 行政庁は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

イ. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

ウ. 本手続きによる回答を行わない場合には、行政庁は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、行政庁は、速やかに照会及び回答内容をホームページ上に掲載して、公表することとする。

（４）（３）に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」（別紙様式Ⅲ－３参照）を作成した上で、関係部局に回覧し、担当課の各担当係に保存するものとする。

（５）照会者が照会事項に関し、行政庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ－１－６－３（２）に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ－１－６－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

ノーアクションレター制度とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうか

を、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、厚生労働省では、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年 3 月 28 日厚生労働省訓第 29 号）を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては厚生労働省のホームページも参照するものとする。

（１）照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する行政庁とする。

（２）照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、行政庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政省令等（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものとする。

- ア. その事業や取引を行うことが、法令に基づく認可等を受ける必要があるかどうか。
- イ. その事業や取引を行うことが、法令に基づく届出等の必要があるかどうか。
- ウ. その事業や取引を行うことによって、法令に基づく不利益処分の実施の可能性はあるかどうか。
- エ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

- ア. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- イ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- エ. 上記イ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその

根拠が明確に記述されていること。

④ 回答及び公表

照会を受けた課の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、照会者又はその代理人に対して、遅延なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。

ア. 慎重な判断を要する場合

イ. 事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

また、照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に含まれないものとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

行政庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから 30 日以内に全てホームページに掲載して公表する。ただし、照会者が、照会書に、公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる等の場合には、回答から 30 日を超えて公開することができる。

この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

また、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ－１－７ 共済団体が提出する申請書等における記載上の留意点

共済団体又は共済募集人が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、共済事業の認可申請書等又は理事等の選退任の届出書等に、既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ－１－８ 書面・対面による手続きについての留意点

共済団体による行政庁への申請・届出等及び行政庁から共済団体等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使

用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組を進めている。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。

Ⅲ－２ 共済団体に係る事務処理

Ⅲ－２－１ 共済団体の認可申請書の受理に当たっての留意点

（１）認可審査等

- ① 認可に当たっては、法第５条に規定する認可申請書の記載事項及び規則第４条に規定する添付書類について漏れがないかどうか確認することとし、提出された認可申請書について、申請者に対しヒアリングを行い、法第６条に規定する認可審査基準に適合するかどうか確認すること。

この場合、認可申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の日前３か月以内に発行されたものでなければならない。

- ② 認可申請書の添付書類のうち、規則第４条第６号の理事及び監事の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。）を併せて提出するよう求めるものとする。

また、法第２５条及び規則第４５条、法第２６条及び規則第４７条、法第２７条及び規則第４９条に規定する変更の届出のうち、理事及び監事の変更についても、認可事項変更届出書の参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び規則第４条第７号の誓約書を提出するよう求めるものとする。

ただし、常務に従事する理事又は監事の変更については、規則第５０条第１項に規定する代表理事、理事又は監事の就退任届が提出される際に、同条第２項に規定する参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び誓約書の提出を求めることとし、就任後に提出される登録事項変更届出書には履歴書及び誓約書の添付を求めないこととする。

なお、上記で提出を求めるものが、旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類を提出させることとする。

- ③ 法第６条第３号に規定する共済事業を的確に遂行するに足る人的構成を有する共済団体等であるか否かの審査に当たっては、認可申請書及び同添付書類（以下のウ。を確認するための書類を含む。）を参考としつつ、ヒアリング実施の際、

次の点を確認するものとする。

ア. 業務的的確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

イ. 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

(ア) 経営管理

(イ) 共済募集管理（共済募集人に対する教育・管理・指導）

(ウ) 共済金等支払管理

(エ) 財務の健全性確保（責任準備金等積立金、支払余力基準等）

(オ) リスク管理（商品開発、再共済、共済引受、流動性等）

(カ) 電算システム管理（名寄せシステム等）

(キ) 利用者管理（利用者情報管理を含む。）

(ク) 法令等遵守

(ケ) 苦情・トラブル処理

(コ) 内部監査

ウ. 理事若しくは監事又は使用人のうちに、以下の事項に該当する者があることにより、共済事業の信用を失墜させるおそれがないか。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有すること。

エ. 申請者が法第6条第3号に掲げる共済事業を的確に業務遂行できる態勢の審査に当たっては、以下の役員又は使用人等の確保の状況により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき態勢整備は申請者が行おうとする業務の規模及び特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。

(ア) 本部機能を有する部門に、共済業務に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、共済業務を3年以上経験した者であるか。

(イ) 共済募集管理部門、共済金等支払管理部門、財務管理部門、リスク管理部門及び内部監査部門のそれぞれに、共済業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

(ウ) 法令等遵守の管理部門に、共済業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

オ. 内部監査部門は、共済業務を行う全ての部門に対して十分な相互牽制機能が働く体制となっているか。

- (2) 法第5条の共済事業としての認可申請書に他業を行う旨の記載があった場合
法第5条の共済事業としての認可申請書に他業を行う旨の記載があった場合には、
法第10条第3項に基づき、他業の審査は認可申請時に行わなければならないため、

当該申請書の定款、共済規程、事業計画等を、Ⅲ－２－７「他業の兼業承認等に当たっての留意点」に基づき確認を行うこと。

- ① 認可申請に当たっては、法第５条第１項に定める事項を記載した別紙様式Ⅰ－１及び法第５条第２項並びに規則第４条に定める書類を、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める認可申請者については主たる事務所の所在地を管轄する行政庁、その他の認可申請者については厚生労働大臣に提出させるものとし、認可申請書及び添付書類の記載内容が別紙様式やその脚注、記載要領に従っているかどうかを確認するものとする。
- ② 官公署が証明する書類については、申請の日前３か月以内に作成されたものを提出させるものとする。
- ③ 認可申請書の添付書類のうち、規則第４条第６号の理事及び監事の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたもの）を併せて提出させるものとする。

なお、規則第５０条第１項第１号に基づく変更の届出についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。

また、上記で提出させるものが、旧氏を証するものでないときは、当該旧氏を証する書類を提出させるものとする。

（３）申請者への認可の通知

共済団体の認可を行う場合には、別紙様式Ⅲ－４による認可通知書を認可申請者に交付するものとする。

（４）認可の拒否

共済団体の認可を行わない場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 不認可の理由並びに厚生労働大臣に対する審査請求及び国を相手方とする取消しの訴えを提起できる旨を記載した別紙様式Ⅲ－５による不認可通知書を認可申請者に交付する。
- ② 不認可通知書には、不認可の理由に該当する法第６条のうちの該当する号を明らかにするものとする。

Ⅲ－２－２ 子会社等

共済団体においては、他業に伴うリスクを遮断する観点から、原則として法第４条に基づく共済事業及びこれに付随する業務以外の業務を行うことができないとされるときに、資産運用に関しても預金や国債等の安全資産に制限されている。こうした性質に鑑みて、共済団体は、法第１６条により、原則として子会社保有が認められていない。

他方、法第１６条ではただし書きとして、行政庁が共済団体による子会社の保有について、当該共済団体の行う共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない、としている。

子会社等に関する申請あるいは承認に当たっては、以上をよく考慮すること。

また、共済団体が銀行、保険会社、少額短期保険業者、共済団体等を子会社とすることは認めない。これらの子会社とすることにより利益相反取引等を通じて共済団体経営の健全性が損なわれること等を防止するためである。

Ⅲ－２－２－１ 子会社の承認申請

共済団体から子会社とすることの承認申請に当たっては別紙様式Ⅰ－２と別紙様式Ⅲ－６に記載の書類を添付し、提出するよう求めるものとする。

Ⅲ－２－２－２ 子会社の承認審査

承認審査に当たっては、申請をした共済団体の業務、財産、損益状況、共済団体が共済団体の子会社対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができるかどうか、当該承認に係る共済団体の子会社対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができるかどうか等を審査し、共済団体が子会社対象会社を子会社として保有することが、共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護の観点から問題がないものと、合理的な根拠をもって認められるかどうか確認するものとする。

Ⅲ－２－２－３ 共済団体の海外における子会社等の業務の範囲

- (１) 共済団体の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。
- (２) 出資先外国法人として報告がなされたもの（当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。）で、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、Ⅲ－２－２－２「子会社の承認審査」に準じて取り扱う。

（注）出資先外国法人とは、共済団体が海外の外国法人に経営支配又は経営参画の形態をもって出資するものをいう。

「経営支配」とは、共済団体が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有（議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等共済団体以外の者となっても、共済団体が自己の計算で所有している場合を含む。）している場合（共済団体及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。）をいう。

「経営参画」とは、共済団体が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を

実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。

Ⅲ－２－３ 産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）等に定める事業再編に関する計画及び特定事業再編に関する計画の記載事項については、共済団体の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

Ⅲ－２－３－１ 事業再編の実施に関する指針一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

- （１）事業再編の実施に関する指針（平成 26 年財務省、経済産業省告示第 1 号。以下「実施指針」という。）一. イ.（１）の「営業利益」は、例えば、「基礎利益」や「共済引受収益から共済引受費用を引いた額」を指す。
- （２）実施指針一. イ.（２）の「有形固定資産回転率の値」は、例えば、「年換算共済掛金を有形固定資産の帳簿価額で除した値」や「正味収入共済掛金と収入積立共済掛金の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値」を指す。
- （３）実施指針一. イ.（３）の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、「従業員 1 人当たりの付加価値額（基礎利益、人件費及び減価償却費の和）」や「共済引受収益から共済引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和」を指す。
- （４）実施指針一. ロ.（１）の「有利子負債合計額」は、例えば、「共済契約準備金を含む負債性の資金調達手段の全て」を指し、「運転資金」は、例えば、「不良債権を除く貸付債権等」を指す。
- （５）実施指針一. ロ.（２）の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

Ⅲ－２－３－２ 実施指針二. イ. の事業再編の定義に関する事項

- （１）実施指針二. イ.（３）の「売上高」は、例えば、「年換算共済掛金」や「正味収入共済掛金と収入積立共済掛金の合計額」を指す。
- （２）実施指針二. イ.（４）の「当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費」は、例えば、「年換算共済掛金の 1 単位当たりの事業費」や「正味収入共済掛金と収入積立共済掛金の合計額の 1 単位当たりの経費損害調査費、諸手数料及び集金費、その他共済引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額」を指す。

Ⅲ－２－３－３ 実施指針二. ロ. (3) の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

実施指針二. ロ. (3) (ii) の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、「年換算共済掛金」や「正味収入共済掛金と収入積立共済掛金の合計額」を指し、「営業利益」は、例えば、「基礎利益」や「共済引受収益から共済引受費用を引いた額」を指す。

Ⅲ－２－３－４ 実施指針三. の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

実施指針三. イ. (1) から (3) まで並びにロ. (1) 及び (2) については、上記Ⅲ－２－３－１ (1) から (5) までを準用する。

Ⅲ－２－３－５ 実施指針四. イ. の特定事業再編の定義に関する事項

実施指針四. イ. (4) 及び (5) の「売上高」は、例えば、「年換算共済掛金」や「正味収入共済掛金と収入積立共済掛金の合計額」を指す。

Ⅲ－２－４ 特定保険業の実質的同一性に関する審査

法附則第2条では、現に認可特定保険業者として共済事業を行う者が法第3条に基づく認可を受ける場合において、当該認可を行う行政庁が、現に行っている特定保険業が当該認可を受けようとする共済事業と「実質的に同一」と認めるときは、現在の特定保険業に係る保険契約並びに当該保険契約に係る保険契約者、被保険者及び保険金額を受け取るべき者並びに当該特定保険業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、改正法附則第4条第1項の規定において読み替えて準用する保険業法第115条第1項の規定により積み立てられた価格変動準備金、同法第116条第1項の規定により積み立てられた責任準備金及び同法第117条第1項の規定により積み立てられた支払備金は、当該認可の日において、そのまま移行可能としている。

現に行っている特定保険業と認可を受けようとする共済事業が「実質的に同一」であると認めるに当たっては、保有している契約及び契約の内容、契約者及び被保険者、事業会計、当該会計に属する権利義務、価格変動準備金、責任準備金並びに支払備金へ影響を及ぼすと考えられる以下の4項目を基準とし、新法の認可基準に沿って変更が必要な事項については、認可基準に沿った変更がされていることを前提として、4項目に対して本質的な変更がなされていないかを確認する。

(1) 保険の種類

認可を受ける際現に特定保険業を行っていた者が引き受けを行っていた保険に係る保険の種類が、共済事業の認可申請者が引き受けを行う共済の種類と同一であるか。

(2) 保険契約者の範囲

認可を受ける際現に特定保険業を行っていた者が引き受けを行っていた保険に係る保険契約者となることができる者の範囲が、共済事業の認可申請者が引き受けを行う共済に係る共済契約者となることができる者の範囲と同一であるか。

(3) 被保険者の範囲

認可を受ける際現に特定保険業を行っていた者が引き受けを行っていた保険に係る被保険者が、共済事業の認可申請者が引き受けを行う共済に係る被共済者と同一であるか。

(4) 保険金の支払事由

認可を受ける際現に特定保険業を行っていた者が引き受けを行っていた保険に係る保険金の支払事由が、共済事業の認可申請者が引き受けを行う共済に係る共済金の支払事由と同一であるか。

認可申請した特定保険業を行っていた一般社団法人又は一般財団法人は、当該認可の日に当該特定保険業を廃止したものとみなされることに留意する。

また、法第20条に定められる事業費等の償却は適用されないことに留意すること。

なお、いずれも名称や文言について、言い換えなどで若干記載が異なる場合など、現に行う特定保険業の内容と一言一句、全く同じでなければいけないということではなく、内容が同じであれば支障ない。また、内容に関しても上記4項目に関し共済事業の本質が変容するような内容変更でなければ問題ないとみなすことができる。

ただし、契約者にとって不利な内容となるような変更が生じている場合には本質が変容している可能性が高いため、実質的に同一と判定する際には注意が必要である。

Ⅲ－２－５ 財産的基礎に関する審査

法第6条第2号に定める共済事業を的確に遂行するために必要な財産的基礎については、規則第7条において、純資産額が1億円以上であることを定めており、基準を満たしていることを確認する。

Ⅲ－２－６ 共済商品に関する審査

共済商品の内容及び共済掛金率等については「共済規程」に記載されることとなっており、商品内容又は共済掛金率等の審査は、提出された共済規程を通じて行われる。

共済商品の認可申請が行われた場合、行政庁は、共済契約の内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれがないか、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないか、共済契約の内容が公序良俗に反するものではないか等の法に定める基準の審査を行い、あわせて、共済約款を作る場合においては、平成22年4月1日に施行され

た保険法の規律に沿った共済約款等の整備が行われているかどうか、及び共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないかなどの審査を行い、これらに適合するものについて認可を与えることとする。

共済商品の審査基準は、法第6条及び規則第9条に定められているところであるが、共済団体に対する実際の共済商品の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明性の観点から、適時に改訂を行っていく体制になっていることを確認することに、留意することとする。

なお、平成22年4月より保険法が施行されており、その中で保険契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた共済商品審査を引き続き行っていくとともに、共済商品審査上の留意点等については、商品認可申請に係る審査内容及び共済契約者等のニーズなどを踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。

Ⅲ－２－６－１ 申請者への認可及び不認可の通知

申請者への認可及び不認可の通知については、Ⅲ－２－１（３）及びⅢ－２－１（４）を参照のこと。

Ⅲ－２－７ 他業の兼業承認等に当たっての留意点

共済団体については、保険会社や少額短期保険業者と同様、共済契約者等の保護の観点から、共済事業（これに附帯する業務及び共済代理業を含む。以下、Ⅲ－２－７において同じ。）に専念させる必要があるほか、他の事業に起因する不測のリスクが共済契約者等に波及する事態を回避させる必要がある。

他方、共済団体は共済事業と労働災害等防止事業を併せて行うこととされていることにかんがみ、共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適切かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる業務については、法第10条第2項の承認を受けたときは、当該業務（他業）の兼業を認めることとしている。

（注）「附帯業務」とは、共済事業と密接に関連し、共済事業の健全かつ適切な運営に資する業務をいう。具体的には、

- ・ 共済事業に従事する役職員の能力の維持・向上のための業務（共済募集人の研修・教育、等）

といったもの等が考えられる。

（１）他業の兼業の承認申請

他業の承認申請に当たっては、共済団体より、別紙様式Ⅲ－７に従った承認申請書及び規則第16条第2項各号に掲げるものを記載した書類の提出を受けるものとする。

（２）他業の兼業の承認審査

承認審査に当たり、共済団体が共済事業を適切かつ確実にを行うにつき支障を及ぼ

すおそれがある業務は、個々のケースに応じて判断することとなるが、例えば、以下のような業務が該当するものと考えられる。

- ① 共済団体としての社会的信用を損なうもの
- ② 共済団体に損失を生じさせる蓋然性が高いもの
- ③ 共済団体の運営が困難になるほどの業務量が発生するもの

当該共済団体が、共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実にを行うにつき支障を及ぼすおそれがないことについて、十分に検証を行った上で、承認の可否を判断するものとする。

特に他の金融機関業務の兼業については、法の趣旨を踏まえれば、承認の対象とはなりえない業務であることに留意すること。

（３）他業の兼業を行う場合の区分経理等

- ① 共済団体が他業を兼業する場合にあつては、法第 19 条第 1 項の規定により、共済事業に係る会計を当該他業に係る会計と区分して経理しなければならないことに留意する必要がある。

- ② また、法第 19 条第 2 項において、他業を兼業する共済団体について、共済事業に係る会計から当該他業に係る会計への資産運用等を禁じる一方、行政庁の承認を受けた場合にはこの限りでないと定めている。

当該資産運用等を承認し得る場合としては、以下のア．及びイ．を充足していること等が考えられる。

ア．当該資産運用等を行わなければ他の業務に係る会計の支払いが不能となると認められる場合であつて、共済事業の財務の健全性が十分に維持される金額の範囲内である場合

イ．当該資産運用等を行うことについて、共済契約者に対し、あらかじめ他業の財務内容や収支見込等が適切に説明され、社員総会における決議その他適切な方法により、共済契約者から意見を求め、その同意が得られている場合

- ③ なお、当該承認に当たっては、共済団体より、別紙様式Ⅲ－７に従った承認申請書その他参考となるべき事項を記載した書類の提出を受けるものとする。

Ⅲ－２－８ 定款変更の認可に当たっての留意点

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 11 条又は第 153 条の規定に基づく項目内容を確認し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 146 条又は第 200 条を踏まえて認可を行う。

また、共済団体の目的、事務所の所在地その他共済事業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないことについても留意すること。

Ⅲ－２－９ 説明書類の作成・縦覧等

（１）記載事項についての一般的な留意事項

- ① 法第 18 条、規則第 32 条及び第 34 条に基づき適正に情報開示がなされているか。
- ② 規則第 34 条第 2 項に基づく縦覧開始の延長承認申請がなされた場合の審査に当たっては、その理由が妥当であるか。

（２）個別記載項目についての留意事項

- ① 「業務運営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ② 「直近の事業年度における業務の概況」には、業況、損益の状況等についての概括的な説明、共済団体が対処すべき課題等について説明されているか。
- ③ 「共済掛金の額」については、共済の種類ごとに記載されているか。
- ④ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及びリスク管理体制等について記載されているか。
- ⑤ 「法令遵守の体制」には、法令等遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。

Ⅲ－２－10 説明書類の縦覧場所等について

共済団体が法第 18 条に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する「事務所」については、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

- （１）共済団体の役職員が共済契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、共済団体の業務上の組織とされている店舗等をいうものとする。
（注）コンピュータセンター、福利厚生施設等は含まない。
- （２）公衆の縦覧に供する時間については、当該縦覧場所における業務時間として差し支えない。
- （３）縦覧場所の組織上の性質から、例えば職員等が当該場所に不在になる場合においては、縦覧が可能な時間帯を表示する等の措置が講じられているか。
- （４）居住の用に供している場所と異なる場所において共済契約者等に応接できるスペースを有する主要な共済代理店においても、共済団体の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するなど、事務所と同程度の開示がなされるよう指導が行われているか。
（注）「主要な共済代理店」について、その範囲及び取扱いに関する内部規程を設けるなどの措置が講じられているか。

Ⅲ－２－１１ 不祥事件に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

（１）不祥事件等の発覚の第一報

共済団体において不祥事件等が発覚し、行政庁に対し第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

なお、共済団体から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合にも同様の取扱いとする。

- ① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規程等に則った理事会等への報告を行っているか。
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。
- ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明を実施しているか。

（２）不祥事件等届出書の受理

- ① 規則第 50 条第 4 項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該共済団体等のうち共済団体の代表理事から行政庁が受理する。
- ② 不祥事件等届出書の受理に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。
 - ア. 法第 28 条に基づき、共済団体が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。
 - イ. 共済契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、規則第 50 条第 4 項に掲げる者が公表していない場合には、公表等の共済契約者等への説明の検討が適切に行われているかを確認することとする。
 - ウ. 二以上の所属共済団体（共済契約に係る共済事業を行う共済団体をいう。以下同じ。）を有する共済募集人に係る不祥事件等届出書を受理する際は、事件の内容や性質等に照らし、当該事件が他の所属共済団体においても生じ得るものである場合には、必要に応じて、当該共済募集人に対してヒアリングを行う等により、他の所属共済団体で同様の事件が発生していないかを確認することとする。ただし、個人情報の保護に関する法律等に配慮する必要があることに留意する。

（３）業務の適切性の検証

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

なお、検証に当たっては、Ⅲ－４－１（６）「法第 34 条に基づく認可の取消し等」の要因も踏まえたものとする。

- ① 共済団体等に関する不祥事件等届出書の場合
 - ア. 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
 - イ. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び

監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

ウ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。

エ. 当該事件の内容が共済団体の経営等に与える影響はどうか。

オ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

カ. 共済団体内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。

キ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。

② 共済募集人に関する不祥事件等届出書の場合

共済募集人の教育・管理・指導を担う共済団体に対する検証の着眼点は以下のとおりとする。

ア. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（共済代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

イ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。

ウ. 当該事件の内容が共済団体の経営等に与える影響はどうか。

エ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

オ. 共済団体の共済募集人に対する教育・管理・指導は十分か。

カ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。

（４）監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、以下の措置を講じることとする。

① 事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について共済団体に対してヒアリングを実施し、当該共済団体における同様の事案の発生状況等も踏まえ、必要に応じて、当該共済団体に対して法第 29 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 33 条又は第 34 条に基づき行政処分を行うものとする。

② 事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、上記①を踏まえつつ、必要に応じて、規則第 50 条第 4 項各号に掲げる行為を行った共済募集人（又は当該共済募集人が共済代理店の役員又は使用人である場合は当該共済代理店）に対してヒアリングを実施する。

（５）標準処理期間

法第 29 条に基づく報告徴求や法第 33 条又は第 34 条に基づく行政処分を行う場合は、不祥事件等届出書（法第 29 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 か月以内を目途に行うものとする。

Ⅲ－２－12 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第 52 条及び第 53 条の規定に基づき、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規

程（令和5年厚生労働省告示第178号。以下「告示」という。）第2条から第4条までの規定の趣旨を十分に踏まえ、確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ－２－13 共済契約の移転

（１）共済契約の移転の通知及び異議申立て等

- ① 法第37条第1項において読み替えて準用する保険業法第138条が共済契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、共済契約の移転が成立した場合に移転先団体の共済契約者になることは、当該共済契約を締結する者にとって重要な事実と該当することから、事前に必要な情報提供を受けた上で共済契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、法第37条第1項において読み替えて準用する保険業法第138条第1項による当該共済契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該共済契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。
- ② 法第37条第1項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項及び規則第57条第4号並びに法第37条第1項において読み替えて準用する保険業法第138条第1項第3号及び規則第59条により、移転対象契約を締結する者に対し通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る利用者からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続に対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項が考えられる。

（２）共済契約の移転の認可

法第37条第1項において読み替えて準用する保険業法第139条第2項に掲げる認可基準及び規則第61条に掲げる配慮事項に照らした共済契約の移転の認可審査の留意点は、下記のとおりとする。

- ① 法第37条第1項において読み替えて準用する保険業法第139条第2項第1号に規定する基準
 - ア. 規則第61条第1号に規定する配慮事項
例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま共済契約の移転が行われていないか。
 - イ. 規則第61条第2号に規定する配慮事項
移転後における移転団体及び移転先団体の共済契約に係る責任準備金が、将来収支分析等を活用し、共済の数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれるか。
 - ウ. その他
規則第61条第2号から第4号に規定する責任準備金及び共済金等の支払能力の充実の状況の計算に当たっては、共済計理人等による確認がなされているか。

- ② 法第 37 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 139 条第 2 項第 2 号に規定する基準

例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか。

- ③ 法第 37 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 139 条第 2 項第 3 号に規定する基準

例えば、収益性の好調な契約集団のみが、著しく過大な資産とともに、債権者の利益を不当に害する態様で、移転されていないか。

Ⅲ－３ 行政指導等を行う際の留意点

Ⅲ－３－１ 留意点

共済団体に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第 32 条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

イ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」にあたる場合があることに留意する。

イ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するかどうかは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（２）申請に関連する行政指導（行政手続法第 33 条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっ

ても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

③ 例えば、以下の点に留意する。

ア. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）。

ア. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要

である。

- イ. 書面交付を拒みうる「行政上特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ウ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅲ－３－２ 面談等を行う際の留意点

職員が、共済団体の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- （１）面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- （２）面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- （３）面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- （４）面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- （５）面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要がある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ－３－３ 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、厚生労働省担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅲ－４ 行政処分等を行う際の留意点

Ⅲ－４－１ 行政処分

監督当局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第３３条に基づく業務改善命令、②法第３３条に基づく業務停止命令、③法第３４条に基づく業務停止命令、④法第３４条に基づく認可の取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

（１）法第２９条に基づく報告徴求

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、共済団体のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第２９条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、法第２９条に基づき、追加報告を求めることとする。

（２）法第２９条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、共済団体の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（１）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、法第２９条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

（３）法第３３条に基づく業務改善命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、共済団体の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第３３条に基づき、業務の改善計画の提出とその実行を命じることを検討する。

（４）法第３３条に基づく業務停止命令

業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第３３条に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して全部又は一部の業務の停止を命じることを検討する。

（５）法第３４条に基づく業務停止命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、法第３４条に基づき、全部又は一部の業務の停止を命じることを検討する。併せて、法第３４条に基づき、法令等遵守態勢に係る内部

管理態勢の確立等を命じることを検討する。

(6) 法第 34 条に基づく認可の取消し等

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第 34 条に基づく認可の取消し等を検討する。

なお、上記(3)から(6)までの行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

ア. 公益侵害の程度

共済団体が、例えば、著しく不適切な商品を提供し、市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

イ. 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ウ. 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続ける行為を行うなど、共済団体の行為が悪質であったか。

エ. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。

反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

オ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

カ. 組織性の有無

当該行為が現場の業務担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に理事等の関与があったのか。

キ. 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

ク. 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

ア. 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

イ. 内部監査部門の体制は十分か。また、適切に機能しているか。

ウ. コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か。また、適切に機能しているか。

エ. 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か。また、使用人教育が十分に
なされているか。

③ 軽減事由

上記のほかに、行政による対応に先行して、共済団体自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

(7) 標準処理期間

上記(3)から(6)までの行政処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月(処分が都道府県を経由して厚生労働省において行われる場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね2か月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第29条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

(注4) 複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な報告書を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

Ⅲ-4-2 法第33条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第33条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく共済団体の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該共済団体の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第33条に基づき業務改善命令を発出している共済団体に対して、当該共済団体の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該共済団体の報告義務は解除される。
- (2) 法第33条に基づき業務改善命令を発出している共済団体に対して、当該共済団体の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときは、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ－４－３ 行政手続法との関係等

（１）行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には行政手続法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

（２）行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

（３）行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ－５ 意見交換制度

Ⅲ－５－１ 意義

不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。）が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、共済団体からの求めに応じ、監督当局と共済団体との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅲ－５－２ 監督手法・対応

共済団体にあっては法第 29 条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自己に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した共済団体から、監督

当局の幹部（注１）と当該共済団体の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注２）であって、監督当局が当該共済団体に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注１）監督当局の幹部の例：厚生労働省・都道府県の担当課室長

（注２）共済団体等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第 29 条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅳ 共済商品審査上の留意点等

Ⅳ－１ 共済規程（共済約款）の認可に係る審査上の留意点等

共済団体から法第６条第６号の規定に基づき、共済規程（共済約款）の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

なお、平成２２年４月より保険法が施行されており、その中で共済契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた規程審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。

Ⅳ－１－１ 共済規程（共済約款）の記載事項に係る審査事項

共済規程（共済約款）の記載事項については、共済契約者等の保護の観点から以下の点に留意して審査することとする。

- （１）当該共済団体が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること。
- （２）当該共済団体が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- （３）規則第６条に規定する記載事項が共済規程（共済約款）に記載されていること。
- （４）共済規程（共済約款）に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 共済契約の内容が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
 - ② 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ③ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - ④ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - ⑤ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

Ⅳ－１－２ 共済商品の名称（共済規程（共済約款）等又は特約の名称）

商品名称から想起される権利義務その他の内容が、共済契約者等に誤解させるおそ

れのあるものとなっていないか。

Ⅳ－１－３ 共済金額の上限

一の共済契約者に係る一の被共済者について引き受けることのできる共済金額の上限が規則第２条で定められているが、一の共済契約者に係る一の被共済者について引き受ける共済の各被共済者に係る共済金額の合計額が、規則第２条で定められた「上限金額」を超えることのないよう留意する必要がある。

Ⅳ－１－４ 被共済者の選択

- (１) 危険選択については、モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。
- (２) 共済契約者又は被共済者に求める告知項目は、共済団体が危険選択を行う上で必要なものに限定されているか。また、「趣味」など判断基準があいまいな用語は適当でないことに留意するものとする。

Ⅳ－１－５ 共済契約の締結の手續に関する事項

- (１) 契約内容を明確にすることにより共済契約者の保護を図り、契約当事者間の権利義務関係の早期安定を確保する観点から、例えば、以下の項目について記載しているか。
 - ① 共済契約の申込みに関する事項
 - ② 引受の可否の決定に関する事項
 - ③ 共済金額及び共済掛金の決定に関する事項
 - ④ 共済証券の発行・交付に関する事項
 - ⑤ 申込みの承諾通知に関する事項
 - ⑥ 共済契約の失効・復活に関する事項
 - ⑦ 共済契約の更新に関する事項
- (２) 他人の生命の共済契約に係る被共済者の同意の確認については、Ⅱ－４－２－３「他人の生命の共済契約」に留意して、被共済者保護の観点から明確な措置が講じられているか。

Ⅳ－１－６ 共済掛金の収受に関する事項

契約当事者間の権利義務関係の明確化及びその早期安定化を図るため、例えば、以下の項目について記載しているか。

- (１) 共済掛金の払込方法に関する事項

(2) 共済掛金収納時の領収書交付に関する事項

(3) 共済掛金の払込猶予期間に関する事項

Ⅳ－１－７ 共済金、払い戻される共済掛金及びその他の返戻金の支払いに関する事項

払い戻される共済掛金及びその他の返戻金の金額又は計算方法を共済契約者に明瞭に開示するための措置を明確に記載しているか。

Ⅳ－１－８ 共済証券、共済契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

(1) 共済証券記載事項については、保険法の規定に照らし適正なものとなっているか。また、契約内容を簡潔明瞭に記載し、権利義務関係が明確となっている等、共済契約者等の保護上必要な項目を記載することとなっているか。

(2) 共済契約申込書等については、契約申込内容、申込人、申込日、告知事項等が明確なものとなっているか。また、同意書等（被共済者同意等）が必要な場合には、併せて提出されることとなっているか。

Ⅳ－１－９ 共済契約の特約に関する事項

特約に関する事項を共済規程（共済約款）に記載しているか。

Ⅳ－１－10 共済金の支払事由等

(1) 共済の内容が法第２条第７項に規定する共済事業に係る共済契約に適合しているか。

(2) 適正な死亡率や発生率が組み込まれているか、保障又は補償（以下「保障等」という。）の内容の偶然性を有しているかなど、共済性の有無に係る検討が十分行われているか。

(3) 支払事由に比して極端に高額な共済金が支払われるものや免責事由が極端に少ないもの、あるいは実損額を上回る共済金が支払われるものなどについては、射倖性が高いものとなっていたり、モラルリスクが生じやすいものとなっていないか、検討が十分に行われているか。

(4) 共済期間の保障等を開始する日を明確にしているか。

Ⅳ－１－１１ 事業を行う地域

共済契約の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

Ⅳ－１－１２ 共済契約の無効原因

共済契約が無効となる事由等が明確なものとなっているか。

Ⅳ－１－１３ 免責事由

- (１) 免責事由が広範囲なものとなっていないか。また、免責事由該当の際、共済契約者に返還すべき金額が明確なものとなっているか。
- (２) 免責事由については、公序良俗に反するものとなっていないか。また、共済団体の経営に影響を及ぼすような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題のない内容や明確な内容となっているか。

Ⅳ－１－１４ 共済掛金の増額又は共済金の削減等の共済契約者への不利益条項

共済掛金の増額又は共済金の削減等を行う場合の手続が明確に定められているなど、共済契約者保護の観点から適切なものとなっているか。

Ⅳ－１－１５ 共済団体としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期

- (１) 支払い、請求手続等に関する事項については、共済契約者等の保護上問題がない内容となっているか。
- (２) 共済金等の支払の時期については、履行期を定めているか。また、支払いの請求から不当に期間の長いものとなっていないか。
- (３) 災害や傷害により死亡したこと又は人の重度の障害の状態となったことによって発生する損害を補償する共済契約において、共済金を請求する場合に、共済契約者等にとって合理的な限度を超えた立証責任を負わせていないか。
- (４) (３) によらない場合において、共済金支払を制限する場合には免責事由に記載するなど、免責となることを共済団体によって立証することが明確となっているか。

Ⅳ－１－１６ 共済契約者又は被共済者が共済規程（共済約款）に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益に関する事項

共済掛金が払い込まれなかった場合の共済契約者等の権利義務関係について、明確なものとなっているか。

Ⅳ－１－１７ 共済契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務

当事者が解除し得る事由が明確なものとなっているか。また、解除したことにより共済契約者等の権利を不当に侵害又は義務を不当に拡大していないか。

Ⅳ－１－１８ 契約者割戻し

契約者割戻しを支払うこととしている場合には、その支払事由等を明確に記載しているか。

Ⅳ－１－１９ 共済契約を更新する時の共済掛金その他の契約内容の見直しに関する事項

- (１) 更新時に共済掛金その他の契約内容の見直しを行うことがある旨を、共済規程（共済約款）において記載しているか。
- (２) 当該商品が不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、共済団体はその契約の更新を引き受けないことがある旨を共済規程（共済約款）に記載しているか。

Ⅳ－２ インターネットによる共済商品販売の取扱い

電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、共済契約の申込みその他の共済契約の締結の手続を行うものについては、共済契約の申込みをした者の本人確認、被共済者の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他の当該手続の遂行に必要な事項について、共済契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。また、以下の点に留意することとする。

- (１) 確実な方法で申込者が共済に契約できる資格を有する者であることの確認の措置が講じられているか。なお、被共済者の身体の状態の確認については、被共済者の身体の状態に係る告知、診査又は同意が必要な場合に行うものとする。
- (２) 契約申込み情報その他契約に関する情報の不備及び変質（以下、この（２）において「不備等」という。）を防止するための措置並びに不備等が発生した場合にあっても、これが共済契約者等の保護に欠けることとならないようにするための措置が講じられているか。

- (3) 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用した、共済契約の申込みその他の共済契約の締結の手續の使用が契約又は共済契約者等に係る情報の漏出を招くことのないようにするための防護の措置が講じられているか。
- (4) 申込者が確実な方法で契約の申込みその他の契約関係の手續の内容、契約内容及び重要事項を確認し、かつ、保存できるようにするための措置が講じられているか。
- (5) 当該手續を使用することが、契約に関し、申込者の共済団体との間の以後の行為に対する制約とならないようにするための措置が講じられているか。

IV－3 保険法対応

保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済規程（共済約款）の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような共済規程（共済約款）内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行うこととする。

なお、これらに加えて、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済規程（共済約款）の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。

(1) 告知義務違反による解除

- ① 告知制度が共済契約者等からの自発的申告義務から共済団体が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた共済規程（共済約款）となっているか。
- ② 共済団体の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、共済団体は共済契約を解除できないことを共済規程（共済約款）に明確に規定しているか。

ただし、当該規程については、共済団体の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても、共済契約者又は被共済者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。

(2) 共済金給付の履行期

- ① 共済金給付の履行期については、共済金給付手續等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済規程（共済約款）に定めているか。
- ② また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、共済商品の類型ごとに共済金給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をも

って定められているか。

なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、共済金を請求した者に対し、共済金給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。

- ③ 共済金給付事由が発生し、共済契約者等から通知を受けた場合には、Ⅱ－４－５－２－２（５）「支払管理部門における態勢整備」を踏まえ、共済契約者等に対し、共済金等請求手続の明確な説明及び共済金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。

（３）重大事由による解除

重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、共済契約者等の故意による共済金給付事由の発生（保険法第 30 条第 1 号、第 57 条第 1 号及び第 86 条第 1 号）及び共済金受取人等の共済金給付請求の詐欺（同法第 30 条第 2 号、第 57 条第 2 号及び第 86 条第 2 号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。

立入検査の基本的な手続

立入検査の基本的な手続（以下「本基本手続」という。）は、モニタリングの過程において、行政庁が実施する法令に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査共済団体（立入検査を受検する共済団体をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査共済団体の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査共済団体双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査共済団体に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査共済団体へ説明する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

1. 立入検査開始前

(1) 予告

立入検査の効率性の観点から、原則として、被検査共済団体に対して立入開始前に予告を行う。

ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

(2) 予告から立入検査開始までの期間

予告を行う場合、検査通知書の交付等により被検査共済団体に通知する。

その後、被検査共済団体と調整の上、検査班及び被検査共済団体双方の準備が可能となる立入開始予定日を別途連絡するとともに、立入検査開始までに立入を行う検査官名を伝達する（検査途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

なお、当該通知後、自然災害の発生等やむを得ない事情により、検査の実施が困難になったと認められ、立入開始を変更又は中止する場合には、速やかに被検査共済団体に連絡する。

(3) 事前に資料等を求める際の留意事項

主任検査官は、予告後、立入開始前に、被検査共済団体に対して、事前に求める資料等の記載内容等を説明し、提出期限等を示して資料等を求める。事前に資料等を求めるに当たっては、以下に定める点に十分留意するとともに、日常的なモニタリング等で徴

求した資料等の活用に努め、当該事前に求める資料等は必要なものに限定する。

- ① 原則、被検査共済団体の既存資料等を活用する。
- ② 提出を求める資料等については、主任検査官が、予め、口頭又は書面により提示するが、これを踏まえ被検査共済団体より提出される資料等は、必要とする記載内容等を満たす限り受領する。
- ③ 検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出、検査会場における資料等の備え置き等の対応を認める。
- ④ 提出期限の設定に当たっては、被検査共済団体の対応能力や事務負担に配慮する。

(4) 被検査共済団体に対する重要事項の事前説明等

主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、以下の対応を行う。なお、その際、必要に応じて、被検査共済団体の承諾を得て、被検査共済団体の施設内で説明等を行うことができる。

- ① 被検査共済団体に対して、別紙１－２に定める重要事項について説明を行い、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、代表権を有する役員より承諾を得る。
- ② 立入検査の円滑な実施の観点から、必要な庶務事項等について被検査共済団体と協議する。
- ③ 必要に応じて、被検査共済団体より、検証対象としている分野等について説明を受ける。

2. 立入検査中

- (1) 検査命令書等の提示主任検査官は、無予告で実施する立入検査の開始に際しては、被検査共済団体の役員その他の責任者に対して、検査命令書及び厚生労働省等の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、立入検査を行う旨を告げなければならない。その際、立入を行う検査官名を伝達する（立入途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

また、予告・無予告を問わず、立入中、関係人の請求があったときには、厚生労働省等の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示する。

(2) 外部監査人（会計監査人）との意見交換

外部監査人（会計監査人）との意見交換は、主任検査官の判断又は外部監査人の要請に応じ、被検査共済団体及び外部監査人の同意を得た上で、以下の点に留意して実施する。

- ① 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における外部監査人と被検査共済団体との間での守秘義務が解除されていることを確認する。
- ② 意見交換に当たっては、被検査共済団体に対する外部監査の状況及び経営実態に関する外部監査人の認識等の確認や、検査班が把握した問題点、その判断根拠等を外部

監査人に伝え、これらの点に関する見解を直接確認するなど、両者で十分な意見交換を行う。

(3) 資料等を求める際の留意事項

検査官は、被検査共済団体の業務の的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、主任検査官の承認の下で、随時、資料等を求めることができる。なお、資料等を求めるに当たっては、被検査共済団体の負担への配慮や、効率的・効果的な立入検査の実施の観点から以下の点に留意する。

- ① 資料等の必要性や重複を十分検討の上、必要な限度とする。
- ② 原則、被検査共済団体の既存資料等を活用するが、既存資料等以外の資料の提出を求める場合には、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わない。
- ③ 資料等の提出方法については、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による提出、検査会場への備え置きによる提出等を認める。
- ④ 提出期限の設定に当たっては、被検査共済団体の対応能力や事務負担に配慮する。

(4) 検証

検査官は、立入中における検証に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 被検査共済団体との間における対話が重要であることを十分に認識し、相手の説明及び意見をよく聞くとともに、当方の考え方を伝える場合には、監督指針の項目の考え方や進め方等を踏まえ、その根拠等も添えて説明しなければならない。
- ② 被検査共済団体に対して問題点の指摘や課題の共有を行い、それに対する被検査共済団体の認識の確認を行う場合は、認識の明確化を図るため、原則として書面を利用する。
- ③ 被検査共済団体のビジネスモデル等経営判断に関連する事項については、社外取締役等を含め、幅広い役職員と対話を行うなど、慎重な実態把握に努めるほか、当該事項について指摘や課題の共有を行う場合は、極めて慎重な判断が必要であることに留意する。

(5) 実地調査

被検査共済団体の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために、必要に応じて、検査官が、被検査共済団体の役職員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行いつつ、業務運営について調査（以下「実地調査」という。）を実施する。

実地調査の実施に当たっては、立入検査が被検査共済団体の協力の下、実施されることに留意し、被検査共済団体の物件を閲覧し、又は、提出を受ける際には、その承諾を得るとともに、以下の要領で行う。

- ① 実地調査は、立入検査の効果的な実施の観点から、検査上の必要性、事務量、前回検査結果等を勘案の上、予告を行うか又は無予告で行うかを判断する。予告する場合は、事前に対象場所や日程等を被検査共済団体に通知する。

- ② 主任検査官は、実地調査の実施に当たっては、以下の点を検査官に周知徹底する。
 - イ. 実地調査の実施が、極力、被検査共済団体の営業に支障が生じないように配慮する。
 - ロ. 役職員のプライバシーに関する個人所有物など、業務に係る物件以外の物件について、閲覧を求めない。業務に係る物件かそれ以外の物件かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得た上で、その判断に必要な限度で確認を行い、判断する。
 - ハ. 調査は複数の検査官をもって行うものとし、被検査共済団体の責任者等一人以上を立ち合わせる。
- ③ 実地調査の実施に当たっては、対象とする施設等に置かれている全ての業務に係る物件の中から、立入検査に必要な原資料等を適宜抽出した上で、閲覧を求める。
- ④ 上記③において閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す等の場合には、管理簿などで適切に管理する。

(6) 立入検査終了手続（エグジットミーティング）

主任検査官等（主任検査官又は検査担当課室という。以下同じ。）は、立入検査中の適宜の時期に、把握した事項や問題点・課題を整理し、関係部局の幹部等に報告を行い、当局としての認識共有を図る。その上で、主任検査官等は、立入終了に当たり、被検査共済団体の役員との間で以下の対応を行う。

- ① 上記（４）に即して行われた書面等を含め、被検査共済団体との間での対話の内容を確認する。
- ② 特に、立入の過程で把握した事実関係については、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行う。
- ③ また、主任検査官等は、立入を通じて把握した問題点・課題について伝達し、これに対する被検査共済団体の認識を聴取し、その時点での主任検査官等と被検査共済団体との間の認識の一致及び相違を確認する。なお、この確認に当たっては、原則として上記（４）②の書面を利用するなど、明確化を図る。
- ④ 立入検査における最終的な見解は、原則として検査結果通知等により示される旨を被検査共済団体に伝達するとともに、それまでの間に必要があれば再度立入検査を行う場合があることを説明する。

（注）立入検査は、検査実施日（予告を行う立入検査の場合は予告日、無予告で行う立入検査の場合は立入開始日）より開始し、原則、検査結果通知等をもって終了とする。なお、検査結果通知等を発出しない場合は、別途、主任検査官等より検査結果の伝達方法と立入検査の終了時期について被検査共済団体へ連絡する。

(7) 立入検査の中断

以下の場合等においては、立入検査を中断することができる。

- ① 被検査共済団体側の作業に長期間を要したり、一旦帰庁し検証・分析するなど、立入中断が効率的な立入検査の実施の観点から適切と認められる場合

- ② 自然災害、大規模なシステムダウン等の重大な事由の発生により、立入検査の継続が困難であると認められる場合

(8) その他の留意事項

- ① 主任検査官は、立入中、被検査共済団体との間で、定期的に以下の点について、情報・意見交換を行う。
 - イ. 立入検査の進捗状況
 - ロ. 被検査共済団体の検査対応の状況
 - ハ. 検査実施に関する要望事項なお、主任検査官は、被検査共済団体の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる。
- ② 被検査共済団体からの申出による立入検査への第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合を除き、これを認めない。
- ③ 被検査共済団体の役職員等に対し、質問を行う場合又は資料等を求める場合には、原則として、被検査共済団体の就業時間内に行う。ただし、やむを得ず就業時間外に行う必要があると主任検査官が判断した場合であって、相手方の了解を得た場合は、この限りではない。

3. 立入検査終了後

(1) 検査結果通知書等の交付

主任検査官は、立入検査を通じ把握した事項、問題点・課題をとりまとめた検査報告書を作成する。行政庁は、本報告書その他立入検査における検査内容を審査し、立入検査を通じ把握された事項、問題点・課題の軽重に応じて（意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ）、検査結果通知書等を作成し、被検査共済団体に交付する。その際、被検査共済団体に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。なお、検査結果通知書等の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、できる限り早期に行う。

書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジットミーティングでの「講評」ととどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話を行っていく課題については「当局所見」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。なお、通年で実施した立入検査の結果については、把握した事象の軽重により、「フィードバックレター」と「検査結果通知」を使い分ける。

(2) 検査結果に基づくモニタリング

立入検査はモニタリングの一手法であることから、特に、検査官と継続的なモニタリングを担当する職員が異なる場合には、両者が十分に情報共有・連携しつつ、検査結果通知に基づく法令上のフォローアップを行う場合にとどまらず、立入検査を通じ把握された事項や問題点・課題に関して、継続的なモニタリングを実施する。

4. 情報管理

(1) 個別検査内容の不開示理由

検査官等職員が、外部から、個別の被検査共済団体に対する立入検査等の内容等（立入検査があった事実を含む。）について照会を受けた際は、原則として以下の理由から不開示とする。

- ① 被検査共済団体やその取引先の権利、競争上の地位やその正当な利益を害するおそれがある。
- ② 将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがある。
- ③ 被検査共済団体に多大な影響を及ぼすおそれがある。

(2) 立入検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- ① 立入検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 立入検査等に関する情報を検査・監督の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- ③ とりわけ、被検査共済団体の秘密事項及び利用者のプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

(3) 主任検査官は、各職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(4) 検査関係情報の取扱い

モニタリングの過程の情報は、当局からの質問、指摘、要請や共済団体の経営内容や対話の過程等を内容としており、適正に管理される必要がある。

その中でも特に、法令に基づく行政調査手続である立入検査に関する情報（以下「検査関係情報」（注）という。）は、当局の問題意識や共済団体や取引先の極めて機微な情報が含まれており、これが当局の関知しないところで、第三者へ開示された場合には、将来の立入検査において、正確な事実の把握や対話を困難にするなど、立入検査の実効性を損ねるおそれがあるほか、対象となった共済団体及び取引先の正当な利益等を害するおそれがある。

このため、主任検査官は、検査関係情報について、当局の事前の承諾なく、第三者には開示してはならない旨を説明し、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）この旨の承諾を得る。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査結果通知等の当局より還元された立入検査の結果だけではなく、立入検査等（立入検査と同時に実施されたモニタリングを含む。）

を実施した際の当局からの質問、指摘、要請や、当局からの指示で作成・提出した資料、その他当局と被検査共済団体の役職員等との間のやりとりの内容のほか立入検査があった事実等をいう。なお、当局に提出した資料であっても、立入検査とは無関係に共済団体において作成したものは含まれない。

5. その他

(1) 公益法人に関する監査等との連携

総合的なリスク管理等において、的確かつ効率的に検証をする観点等から内閣府とも必要に応じて連携を行う。

(2) 立入検査の実施に支障を及ぼす場合の対応

本基本手続において示した基本的な手続等は、被検査共済団体の理解と協力を前提として定められていることを十分に認識したうえで、なお適正な検査に著しく支障を及ぼす場合においては、役員等への改善を求めるなど、別途の対応が求められる。

重要事項一覧

「立入検査の基本的手続（以下「本基本手続」という。）」の「1.（4）①」に定める重要事項を以下のとおり定める。

1. 基本的な説明事項

- （1）立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等）
- （2）立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲（検査基準日も含む。）

2. 立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項

- （1）事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等
- （2）円滑な立入検査を実施する観点から共済団体側に準備を要請する事項
- （3）検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
- （4）被検査共済団体からの要望
- （5）立入検査期間中の被検査共済団体との意思疎通の方法（本基本手続における「2.（3）（4）（5）並びに（8）の①、④」等を参照のこと。）

3. 立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）

- （1）本基本手続の内容
- （2）検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意（本基本手続における「4.（4）」を参照のこと。）
- （3）立入検査状況の経営陣への的確な報告
- （4）その他主任検査官が適切と判断する留意事項

4. 各種制度に関する説明事項

外部監査人との意見交換（外部監査人の共済団体に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む。）